

明治三二年会社法制定の歴史的展開

——明治二四年以降

淺

木

慎

—

緒言

第一章 明治二四・二五年の動向

1、政府および議会の動向

2、民間の動向

3、学界の動向

第二章 第三回帝国議会とその後の動向

1、再延期法案の可決

2、再延期決議後の動向——政府・議会・民間

3、再延期決議と学界

第三章 二三年会社法の改正と施行

1、民法商法施行取調委員会

2、第四回帝国議会

第四章

明治期の会社と会社法の施行

1、維新直後の民間会社

2、会社法施行前の会社規整と会社の発展

3、会社法の施行と会社数

第五章 明治三二年会社法の起草と成立

1、法典調査会の設置

2、商業会議所の活動

3、商法起草委員会の活動——明治二八年から明治三〇年

4、第一〇回帝国議会

5、第一回帝国議会

6、第一二回帝国議会

7、明治二三年商法、予想外の全面施行

8、明治三二年会社法の成立（第一三回帝国議会）

第六章 明治三二年会社法の概要

1、商法修正案参考書・理由書

2、三二年会社法の概要

(1)株式合資会社規定の新設

(2)外国会社規定の新設

(3)設立準則主義の確立

(4)会社合併規定の新設

(5)株式会社の機関——株主総会中心主義

(6) 株式会社の計算・開示
3、旧法上の合資会社

緒　　言

今般、今井潔教授（三重大学・人文学部）と共同で、明治三二年の現行商法典（ことに会社法）成立の歴史的展開をまとめることになった。時系列で言えば、明治二三年のいわゆる「旧商法典」の成立後から明治三二年の現行商法典成立・施行に至る一〇年間を中心扱うこととなる。

このうち、明治二三年一二月二七日の「商法及商法施行条例施行期限法律」の公布に至る経緯までを、今井潔教授が御担当される予定である。私は、明治二四年以降の展開をまとめることが与えられた役割りである。

※　当時の法令および文献の多くは、文章に濁点が付されていないが、以下の法令および文献の引用に際しては、適宜濁点を付すこととした。また、先達個々人にに対する一切の敬語的表現を省略した。

第一章 明治二四・二五年の動向

1、政府および議会の動向

明治二三年（一八九〇年）一二月二七日、第一回帝国議会（通常議会）において可決された「商法及商法施行条例施行期限法律」は、法律第一〇八号として公布された。これによって「明治二十三年四月法律第三十二号商法及ビ同年八月法律第五十九号商法施行条例ハ明治二十六年六月一日ヨリ施行ス」ということになり、旧商法

典の施行は、当初の施行予定（明治二四年一月一日）よりも一年間延期されることになった。

この後も、第一回帝国議会は、未だ継続されていた。議会のなかでは、なおも一部の議員による商法民法修正への努力がなされていた。

明治二四年（一八九一年）一月、衆議院議員の佐竹義和他二名は商法及民法修正方案を議会に提出したが、院議に上ることはなかった⁽¹⁾。同年三月にも、衆議院議員高木正年が商法改正案を提出したが、やはり院議に上らなかつた⁽²⁾。

貴族院においては、明治二四年三月、同院議員小畠美稻^{うまね}他九六名が民法商法に関する建議案を政府に提出している。その内容は、民商法を修正すべく、すみやかに特別審査委員会を設置するよう要求するものである。修正作業は政府の事業として行われるべきであり、とりわけ商法の審査に関しては、院内の学識経験者のみならず、法官、帝大教員、商工会会員等を加えるよう提言していた⁽³⁾。

第一回帝国議会は、明治二四年三月八日に閉会した。同年四月一四日、政府（第一次山縣有朋内閣）は閣議を開いて、先の小畠議員らの建議案を検討している。そこで出された結論は、およそ以下のようなものであった。すなわち、右の建議案は、要するに民商法の全般を攻撃し、漠然と再審を請求するにとどまるものである。かりに民商法の修正に着手するとしても、施行を一年半後に控えた状況では龍頭蛇尾の修正に終わるであろう。そもそも政府は、完成された法典として商法を発布したのであり、右の建議案は採用し難い⁽⁴⁾。

明治二四年五月六日、山縣内閣に替わって、第一次松方正義内閣が成立したが、松方内閣も同様の方針を踏襲した。

明治二四年一月一六日、第二回帝国議会（通常議会）が召集された。同年一二月、衆議院議員渡辺又三郎他

一三名は、商法一部施行の議案を提出した。この議案は、商法中第一編第六章（会社法）および第三編（破産）ならびに商法施行条例中商事会社および破産に関する規定を明治二五年三月一日から施行すべしという内容のものであつた。⁽⁵⁾これに対し政府は、明治二六年一月一日全面施行が既定の方針であつて、一部を実施してもいたずらに法典を紛擾（ふんじょう）し錯雜させる結果を招くであろうから、きわめて遺憾であるという旨を表明して反対している。政府において右の見解を主張したのは、主として当時の田中不二麻呂司法大臣であった。田中司法大臣は、元樞密顧問官であり（明治二三年六月一七日から同一四年六月一日まで）、それ以前は駐仏公使であった。⁽⁶⁾彼の駐仏公使という経歴は着目に値しよう。

明治二十四年一二月二五日、衆議院が解散されたため、第二回帝国議会は停会となつた。

この後、明治二五年（一八九二年）四月に松方内閣の内部において民商法修正委員設置の動きがあつたようであるが、これも田中司法大臣の反対によつて頓挫したようである。⁽⁸⁾結局、政府は明治二三年の商法典をそのまま放置した形で、明治二五年五月二日召集の第三回帝国議会（特別議会）に臨んだのであつた。

2、民間の動向

明治二十四年（一八九一年）九月一六日、東京商工会内部で明治二三年商法の検討を重ねてきた商法改正委員奥三郎兵衛以下九名は、東京商工会残務整理委員総代の渋沢栄一に「商法修正意見」を提出した。⁽⁹⁾（この時期、東京商工会は、東京商業会議所として生まれ変わるために、閉鎖を決定して残務整理中であったので、その代表が残務整理委員総代となつてゐるわけである）。渋沢栄一は、東京商工会残務整理委員総代の名義をもつて、同年九月二日に田中不二麻呂司法大臣および陸奥宗光農商務大臣に宛て、同年一〇月一日に貴衆両院議長に宛て、右意見

書をそれぞれ提出した。⁽¹⁰⁾ 右意見書は、問題のある条項につき、原文と修正文とが対照して併記され、かつ修正の理由が掲げられたものであった。この中で言及された会社法関連の条項は、株式会社に關して、第一六四条、第一七六条、第一七八条、第一九一条、第一九二条、第二二二条であつたようである。⁽¹¹⁾

さらに東京商業會議所は、明治二四年一一月一四日開催の第九回臨時會議において、商法修正建議のため、調査委員会の設置を決定した。調査委員として、渋沢栄一、奥三郎兵衛ら一〇名が選出されている。⁽¹²⁾ この委員会には、穂積陳重の斡旋によって、梅謙次郎、高根義人、志田鉗太郎らの各博士が顧問として迎えられた。⁽¹³⁾

右の動きに対し、大阪商法會議所は、この時期も一貫して商法典の早期全面施行を主張している。⁽¹⁴⁾

3、学界の動向

いわゆる法典論争の象徴とも言ふべき穂積八束の論稿「民法出デテ忠孝亡ブ」が法学新報上に公表されたのは、明治二四年（一八九一年）八月のことである。この時期、学界はまさに法典論争のただ中にあつた。

本稿は、法典論争の意義それ自体について立ち入った分析をする目的とするものではない。一般的に言えば、商法典をめぐる論争は、民法典をめぐる論争ほどには先鋭的なものではなかつたようと思われる。むしろ、この時期における経済社会の実態に即して展開された冷静な応酬が中心であつたような印象を受ける。ここでは、そのような応酬を中心に、学界の動向を概観しておこう。

まず、いわゆる延期派の主張の要点は、以下のように整理できよう。

およそ民商法は、個人の権利義務に関する規定を中心とする。このような私法法規は、「タビ実施スルトキハ直ニ既得ノ私権ヲ生ズルガ故ニ之ヲ試験的ニ実施シテ後ニ之ヲ修正セントスルハ極メテ困難」である。加えて、

民商法のとりわけ財産権の諸規定は、各人の契約自由の原則を確認することをその本旨としており、ひいては経済社会において弱肉強食的な自由な活動をなすことを奨励している。つまり、これらの規定は、経済的弱者を仮借なく責めたてるものである。⁽¹⁶⁾ このように、新法典は個人の金銭的権利の保護にその重点を置くものであつて、「其所謂会社ナルモノモ亦数多ノ個人ガ各個ノ金銭的利益ヲ謀ルノ機械的集合」⁽¹⁷⁾ たることを前提としたものである。したがつて、「商法中ニ規定セル諸種ノ会社ノ如キモ富豪家ヲシテ薄貧者ヲ圧シ、商業ノ専権ヲ蹂躪セシムルニ外ナラ」⁽¹⁸⁾ ないものであり、商法実施を希望するのは富豪者層にすぎないのである。

これに対し、断行派の論旨は、ともかく法典を施行し、その後に不都合な部分を改正すればよいではないか、というものである。

たとえば、「速カニ現時ノ法典ヲ実施シ、果シテ世態風俗習慣ニ背戾セザルヤ否ヤヲ熟察シ、然ル後不完全ノ点明瞭ナルニ及ンデ始メテ之レガ修正ヲ為スノ大ニ利ナルコトヲ信ズ」⁽¹⁹⁾ ると述べるものがある。あるいは、より積極的に「新商法ノ規定中現行ノ慣習ト相副ハザルモノ少シト」しないが、「慣習ヲ変更スルノ利害ヲ商量スルヲ要ス」るのであつて、「現行ノ慣習ニシテ後世ニ害アラバ」むしろ法律によつてこれを変更すべきであると主張するものもある。⁽²⁰⁾

当時における経済社会の実態を背景に、商法の早期施行を主張するものもある。すなわち、「彼ノ商社ノ如キモ亦多クハ奸商狡賈（かんしょうこうか）ノ徒ラニ奇利ヲ壟斷スルノ目的ニ成ルモノ比々皆然ラザルハナク、奸黠狡猾（かんかつこうかい）ノ徒ハ揚々トシテ白日經濟ニ横行シ、商工業ハ皆此等ノ徒ノ奸典ヲ逞フシ私利私欲ヲ満タスノ具ト為り、良賈却テ跡ヲ潜ム、其商工業ノ発達進歩ヲ妨害シ國家經濟ヲ荼毒スルノ甚シキ言フ可カラザルモノアリ、其斯ノ如キモノハ職トシテ法律ノ保護ノ十分ナラザルニ由ラズンバラズ、殊ニ会社ノ如キハ其弊

害ノ最モ劇甚ナルモノナリ」。⁽²¹⁾ このような「今日ノ経済社会ノ弊害ヲ矯正」するためには、「須ラク速カニ商法及び民法ノ二法典ヲ実施スベシ、若シ夫レ徒ラニ荏苒（じんぜん）遅々セバ則チ我国経済社会ノ損失亦得テ知ル可カラザルナリ、今ヤ商工業経済社会ハ実ニ無法無視ノ暗黒社会ナリ、魑魅（ちみ）走り魍魎（もうりよう）躍り百鬼横行スルモノ豈異ムニ足ランヤ」と述べている。

経済社会の実態をふまえた議論を通して、加えて、先の帝国議会における延期決議をふまえて、断行派の意見は、次に示すように、商法早期修正論または会社法・破産法先行実施論へと展開したようである。

その論旨は、およそ以下のようなものである。商法に不完全な点が少くないのは事実であるし、商法の修正が急務であることは世論も認めている。断行派といえども、商法が不完全であることを当然に認識しているわけであるが、商法を実施する急務ありと信じるから断行に利があると説いてきたのであって、何も修正に反対しているわけではない。⁽²²⁾ たとえば梅謙次郎は、以上のような主旨を述べ、商法を修正するのであれば、早期に修正すべきであると主張する。そして、修正するにしても、かりに「二年ノ後ニ至リテ（すなわち、明治二六年六月の施行予定期が到来しても）修正未ダ成ラザルヲ名トシテ更ニ商法ノ延期ヲ主張スルモノアラバ余ハ決シテ之ヲ賛成セザルベシ」と政府その他に言わば釘を刺しているのである。

また商法の施行延期を可決した帝国議会に対する次の皮肉な感想がある。そもそも明治二三年末の時点で商業社会の現況に背反して実施できないことを理由に延期された法典が、たかだか同二四年、二五年の二年間を経ただけで実施できるということ自体理屈に合わない。そうとすれば、この期間に十分な修正を加えて現況に適応させようとするのが筋ではないか。法律は、実施前に国民に周知させる必要があるのでから、明治二六年から本気で実施するつもりなら、直ちに修正案を起草すべきである。にもかかわらず、熱心に商法の実施延期を議

決した帝国議会の議員が、未だ修正について意見を発しないのはどういうわけなのか。⁽²⁵⁾

会社法・破産法先行実施論も、学界においては、梅謙次郎あたりの首唱によるものと思われる。商法を延期すべきか否かは、実際の経済社会の利害の問題であるが、社会情勢を勘案すれば、「商法中目下一日モ早ク実施セザルベカラザル部分モ亦タ之レアリ、会社法破産法是レナリ、今ヤ商法ハ既ニ延期セラレタリ、故ニ其会社ト破産法トヲ分離シ特別法トシテ發布スルコト実ニ今日ノ急務ナリト信ズルナリ」⁽²⁶⁾と述べている。

同じく次のような主張も見られる。「例ヘバ近年会社ヲ設立シテ商工等一私人ノ經營シ能ハザル大事業ヲ起サントルノ流行アリト雖モ、役員ノ権限・株主間ノ権義・公衆ニ対スル責任等ヲ規定スル所ノ会社法ナキヲ以テ往々諸種ノ弊害ヲ醸ス事アリ……是等新事実ニ関スル法律ヲ制定スルノ必要アリトセバ一時ニ大部ノ法典ヲ編成スルノ方法ニ依ラズシテ必要アルヲ感ズルニ隨テ漸次単行法ヲ發行スルヲ以テ最良ノ方法ナリト信ズ」⁽²⁷⁾。

とりわけ梅謙次郎は、具体的に商法典に規定されたところに従い、この法典が現時の会社に関する弊害を除去するに資するものである旨を主張している。すなわち、設立に関して商法は「若干ノ条件ヲ設ケ此条件ヲ具備スルニ非ザレバ会社ハ未ダ設立セザルモノトシ、殊ニ株式会社ハ再度政府ノ免許ヲ得ルニ非ザレバ設立スルコト能ハズトセリ、故ニ從来ノ如ク奸商四五相集リテ一ノ会社ヲ企テ、未ダ社員アラザルニ会社ノ設立ノ届出ヲ為シ、新聞ニ広告シ、大法螺ヲ吹キ以テ株主ヲ募り、若干ノ利潤ヲ獲テ已等ハ退キ、以テ善意ノ株主ヲ損害スルコト能ハザルベシ⁽²⁸⁾」。また、会社の経営・管理に関する「商法ハ細カニ役員ノ権限ヲ定メ又社員間ノ権利義務ヲ規定シ、殊ニ株式会社ニ就イテハ程々監督ノ方法ヲ設ケ、監査役ナルモノヲ置キ以テ取締役ヲ監督セシメ、或ハ臨時官吏ヲ派遣シテ検査ヲ為サシムル等、大ニ役員ノ不正不規律ヲ防止センコトヲ謀レリ」⁽²⁹⁾。会社の解散の場合においても「清算人ナルモノアリテ一定ノ権限ヲ以テ一定ノ監査方法ニ従ヒ会社財産配当ノ事ヲ掌トリ、以テ各債権者及ビ

各社員間ニ平等ノ分配ヲ為サンコトヲ務ムルナリ⁽³⁰⁾。したがつて、このよ^{うな}会社法が「実施サラレナバ、復タ今日ノ如キ会社ノ不都合ナルヲ聞カザルナラン」⁽³¹⁾。以上のように述べている。

これらに対し、会社法の早期実施に反対する意見は次のようなものである。すなわち、会社法だけを早期に実施せよとい^う「論者ノ言、之ヲ明治十九年ニ発セバ或ハ多少ノ勢力ヲ得タルヤ知ルベカラズ、然レドモ之ヲ今日ニ唱道シテ徒ラニ世人ノ耳目ヲ奪ハントスルモ事情ニ切ナラザル世人恬トシテ之ヲ顧ミルモノナキヲ如何セん」⁽³²⁾。

この主張の背景にある事情は以下のようなものである。明治一九年、わが国政府の強引な紙幣整理政策は一段落し、同年一月には紙幣の正貨兌換が実施された。これにより紙幣整理に基因する経済圧迫は解消されることになつた⁽³³⁾。加えて、当時のわが国は実質上銀本位制であつたが、銀相場の長期的低落が円為替の低落をもたらし、対外的にわが物価を割安にし、国内物価を引き上げながら輸出を増大させた。銀相場が最も低かつたのも明治一九年である⁽³⁴⁾。これらの諸要因が、企業の台頭を大きく刺激したようである。右の主張にいう明治一九年は、企業台頭熱が盛んな時期であったわけである。右の主張の続きを見よ。

「去ル（明治）十九年経済社会一種ノ変動ニ依リテ会社新設ノ流行ヲ生ジ玉石混淆為メニ大ニ経済ヲ攬擾セルノ跡アリ、然ルニ今ヤ其熱度漸ク冷ニシテ復タ会社ノ新設ヲ説クモノナシ、タトヒ之ヲ説クモノアルモ曩年（のうねん）ノ覆轍ヲ恐レテ之ニ応ズルモノナシ、而シテ既設ノ会社ニシテ今日ニ繼續維持セルモノハ前日ノ恐慌（明治二三年一月のわが国初の近代的恐慌を指すものと思われる）ニ由テ多少ノ創ヲ被リタルニ拘ラズ漸次整備ヲ告グルノ状アリ、何ヲ苦シデカ会社法ノ実施ハ経済社会ノ為メニ焦眉ノ急ナリト云フヤ、時勢ノ変遷ヲ知ラザルモ亦甚ダシト謂ハザルベカラズ」⁽³⁵⁾。

以上が延期派の代表的主張である。もつとも、このよ^{うな}意見のある反面、延期派内においても「会社法ハ民

明治三二年会社法制定の歴史的展開

法ノ規定（四十一ヶ条）疎ニシテ商法ノ規定（百八ヶ条）密ナルコト恰モ他ノ諸法ト其関係ヲ顛倒シ破産法ハ独り商法ノミノ規定ナレバ二者共ニ民法トノ関係ヲ有セズ、故ニ唯其法典ノ部分ヨリ分離シ特別法ノ法体トナスタメニ修正ヲ加フベキ時間之ヲ延期スルヲ得バ足ルモノナリ⁽³⁶⁾」と、会社法の分離実施に理解を示した見解が表明されている点は注目されよう。

- (1) 平塚篤校訂・伊藤博文秘書類纂法制関係資料上巻（昭和一〇年）二九四頁。
- (2) 同前二九六頁。
- (3) 同前一九五一二九六頁参照。
- (4) 同前一九七一二九八頁参照。
- (5) 同前三八六頁。
- (6) 同前三八七頁。
- (7) 遠山茂樹・安達淑子・近代日本政治史必携（昭和三六年）一〇八頁。
- (8) 平塚・注(1)前掲三八七頁参照。
- (9) 依田信太郎編・東京商工会議所八十五年史上巻（昭和四一年）四五三頁。
- (10) 同前。
- (11) 同前四五四頁。
- (12) 同前五八五頁。
- (13) 同前。
- (14) 里井達三編・大阪商工会議所八十五年史（昭和四〇年）四八頁。
- (15) 社説「読法典実施断行意見書〔法学新報一四号（明治二十五年）〕」星野通編著・民法典論争資料集（昭和四四年）一

六六頁。

- (16) 杜説「法典実施延期意見」〔法学新報一四号（明治二五年）〕 星野通編著・民法典論争資料集（昭和四四年）一七九頁参照。

- (17) 同前一八〇頁。

- (18) 同前。

- (19) 和田守菊次郎「法典ノ修正実施先後論」〔法治協会雑誌一号（明治二四年）〕 星野通編著・民法典論争資料集（昭和四四年）九三頁。

- (20) 飯田宏作「我国法律上ノ慣習ニ就テ」〔法治協会雑誌一号（明治二四年）〕 星野通編著・民法典論争資料集（昭和四四年）九八頁参照。

- (21) 無記名記事「法典実施断行意見」〔法治協会雑誌一二号（明治二五年）〕 星野通編著・民法典論争資料集一五七頁。

- (22) 同前。

- (23) 梅謙次郎「商法ノ修正ニ関スル意見」〔法学協会雑誌九巻二号（明治二四年）〕 四六頁参照。

- (24) 同前四九頁。

- (25) 原龜太郎「帝国議会ハ商法ヲ如何セントスルヤ」〔法学協会雑誌九巻二号（明治二四年）〕 五九一六一頁参照。

- (26) 梅・注(23)前掲四三頁。

- (27) 土方寧「法典実施ノ意見」〔法学協会雑誌九巻八号（明治二四年）〕 一二三頁。

- (28) 梅謙次郎「論商法」〔法学協会雑誌九巻一〇号（明治二四年）〕 一八一一九頁。

- (29) 同前一九頁。

- (30) 同前。

- (31) 同前。

(32) 奥田義人「法典断行説ノ妄ヲ弁ズ〔法学新報一四号（明治二十五年）〕」星野通編著・民法典論争資料集（昭和四四年）一八七一—八八頁。

(33) 高橋亀吉・日本の企業・経営者発達史（昭和五三年）三二頁。

(34) 同前三三頁。

(35) 奥田・注(32)前掲一八八頁。

(36) 社説「法典一部延期論ノ妄ヲ弁ズ〔法学新報一六号（明治二十五年）〕」星野通編著・民法典論争資料集（昭和四四年）一一一一一三頁。

第二章 第三回帝国議会とその後の動向

1、再延期法案の可決

第三回帝国議会は、明治二十五年（一八九二年）五月一日に召集され、同月六日に開院された。この議会は、憲政史上初の衆議院解散とともに第二回衆議院総選挙（明治二十五年二月十五日）後に開かれた特別議会であったが、右の選挙は、政府による大干渉によって多数の死傷者を出した選挙として有名である。選挙干渉の背後の理由は以下のようなものであつたらしい。すなわち、大日本帝国憲法の精神を活かすため、議会は政府に協力する存在でなければならない。そのためには、忠良な臣民が議員にならなければならないというもので、選挙干渉はそのための手段であるというのである。⁽³⁷⁾ 政府の帝国議会（衆議院）に対する当時の意識というのは、このようなものであつたわけである。

五月一六日⁽³⁸⁾、貴族院議員村田保は、一五名の賛成を得て、民法商法施行延期法律案を提出した。⁽³⁹⁾ 村田保は官

僚出身の勅選議員である。英独法に通じ、この分野の著書もあつたようである。右の法案は、「明治二十三年三月法律第二十八号民法財産編債権編担保編証拠編同年三月法律第三十二号商法同年八月法律第五十九号商法施行条例同年十月法律第九十七号法例及ビ第九十八号民法財産取得編人事編ハ其修正ヲ行フガ為メ明治二十九年十二月三十日マデ其施行ヲ延期ス」という内容のものであつた。

五月二〇日、政府は閣議を開いて右法案に対する態度を協議した結果、たとえ延期法案が議会を通過しようとも、従来の方針どおり民法商法を断然施行することに決し、議場において不同意を明言することにした。⁽⁴⁰⁾

この年の五月には、政府に対し民法商法実施の建議書・意見書が数多く提出されていた。たとえば、旧法律取調委員長山田顯義ほか取調委員および報告委員三八名から、大審院長ほか同院判事二九名から建議書が提出されている。⁽⁴¹⁾

一方、衆議院では、五月二十四日に議員鳩山和夫ほか六名が「民法商法商法施行条例及法例施行期限延期法案」を提出した。⁽⁴²⁾ 鳩山和夫は、コロンビア大学・エール大学に学び、帝大法科教授（法学博士）の職にあつたが、これを辞し、弁護士に転身後、衆議院議員に当選したという経歴を持つ。右の延期法案は、民法商法は明治二〇年までその施行を延期するが、会社法・破産法は予定どおり明治二六年四月一日より施行するというものであつた。⁽⁴³⁾ この法案は、先の貴族院法案と一括して審議されることとなつたようである。⁽⁴⁴⁾

貴族院においては、五月二六日から、先の村田保提出の延期法案の審議が開始された。当然、政府はこれに反対を表明している。二八日、同院においてこの法案に対する修正案が提出された。小澤武雄議員の提出によるもので、その内容は、「但修正ヲ終リタルモノハ本文期限内ト雖モ之ヲ施行スルコトヲ得」との但書を法案に付加すべきであるというものであつた。⁽⁴⁵⁾ 小澤武雄は、陸軍中将の職にある勅選議員であつた。その経歴からは、修正案

明治三二年会社法制定の歴史的展開

提出の背景をうかがい知ることはできない。ただ、彼は、貴族院における演説の舌禍のため、陸軍中将を（依頼の形式ではあるが）免ぜられたといふ逸話の持主であつたらしい。日本赤十字社の前身、博愛社の設立者としても知られている。

五月二八日、貴族院は右の修正を容れ、延期法案を圧倒的多数で可決し（一二三対六一）、即日これを衆議院に送付した。⁽⁴⁶⁾

六月三日、衆議院は貴族院から送付された法案を特別委員の審査に付託、同月一〇日にこの特別委員会の報告を受けた。同委員会における多数意見は、貴族院の法律案を適當と認めるものであった。⁽⁴⁷⁾ 政府の反対にもかかわらず、同日、衆議院も延期法案を可決（一五一対一〇七）、かくして、商法の全面施行は再び延期されることになった。

なお、この「民法商法施行延期法律」は、両院通過後数か月を経ても裁可されなかつたが、明治二五年二月二二日によく裁可され、同月二十四日に法律第八号として公布されたのであつた。⁽⁴⁸⁾

2、再延期決議後の動向——政府・議会・民間

明治二十五年（一八九二年）六月一日、再延期法案可決後の貴族院では、小畠美稲議員より民法商法修正審査委員を設けるべき旨の建議案が提出されている。⁽⁴⁹⁾ その内容は、明治二十四年一月に同議員らの提出にかかる先に述べた建議案とほぼ同旨のものであつた。小畠美稲は、彈正台巡察などを経て、名古屋・宮城控訴院長を歴任、明治一七年に元老議官となり、明治二三年に勅選議員となつた人物である。

明治二十五年六月六日、東京商業會議所会頭渋沢栄一は、田中不二麻呂司法大臣および河野敏鎌農商務大臣なら

びに貴衆両院議長に宛て、「商法ノ修正ヲ要スル義ニ付建議（請願）」を提出している。先に述べたように、同会議所は、調査委員会を設けて、商法修正のための逐条審議検討を重ねていたが、明治二十五年六月三日の臨時会議を経て、「商法及商法施行条例修正案」を決定。これを受けて、その採納実施方を建議請願したわけである。⁽⁵⁰⁾なお渋沢栄一は、明治二三年に勅選議員となつたが、明治二十四年一〇月二九日にこれを辞し、この時は野に下つていった。この建議請願は以下のよつなものである。商法をこのまま実施すれば、「大ニ我商業ノ秩序ヲ撓乱シ商人ヲシテ非常ノ困厄ヲ感ゼシメ、其極却テ意外ノ結果ヲ生ズル事ナシトセズ、是ヲ以テ本会議所ハ其修正ヲ切望シ爾來黽勉（びんべん）怠ラズ之ヲ實際ニ質シ之ヲ法理ニ諮ヒ、別冊修正案ヲ調成シテ」提出するので、「本会議所ノ意見ヲ採納セラレ、速カニ之ヲ修正シ実施セラレン事ヲ希望ノ至ニ堪ヘズ」と述べられている。⁽⁵¹⁾同時に提出された別冊「商法及商法施行条例修正案」は、一〇〇頁を超える大冊であつて、第一条から第一〇五五条にわたり、重要条文の「修正文」と「原文」とを対照し、かつ修正または削除の理由を付記したものであつた。⁽⁵²⁾

ちなみに大阪商業會議所は、第三回帝国議会開院直後の明治二十五年五月二二日、「商法ハ既定ノ如ク廿六年一月ヨリ実施ノ可ナルコトヲ其筋へ開申シ且貴衆両院議院ニ対シ同ジク其ノ意見ヲ開陳スルコト」と決議している。⁽⁵³⁾

六月八日、貴族院は、先の小畠美稻議員が提出した民法商法修正審査委員を設ける旨の建議案を可決した。⁽⁵⁴⁾

民法商法施行延期法律案が議会を通過した後、六月一八日には、一貫して民法商法の全面早期施行を主張し統けた田中不二麻呂司法大臣が病氣を理由に辞職を奉請している。その際、彼は、民法商法施行延期法律案および民法商法修正審査委員を設ける旨の貴族院建議に対し、反対意見を松方正義総理大臣に提出した。⁽⁵⁵⁾その内容は、これらにかかわりなく、政府は毅然として予定どおり民法商法を施行するべきであるといつものであった。右の意見を置き土産に、六月二三日、田中不二麻呂はその職を辞した。

明治二十五年七月一〇日、閣僚の辞任問題や先の選挙干渉の処分問題などが原因で、松方正義内閣は辞職するに至った。同年八月八日、これを受けて第二次伊藤博文内閣が成立、商法修正問題は、伊藤内閣に引き継がれることとなつた。

3、再延期決議と学界

学界もまた、第三回帝国議会の開会前から議会における民法商法の取扱いに注目していた。すなわち、第一回帝国議会が、民法商法に修正が必要であるとの観点からその実施延期を決議したにもかかわらず、第二回帝国議会においては、「民法商法ハ馬耳東風ノ如ク輕視シ之ヲ顧ミズ……人民ニ直接ノ関係ヲ有セザル法案ノミヲ之レ事トシ、直接ニ利害得失ヲ及ボスベキ」法ヲ顧慮セザル如キハ所謂冠履転倒ノ甚シキモノト謂フ可シ⁽⁵⁶⁾」と、議会の怠慢を指摘する声があつた。そして、当時の政治的混乱に対しても、「若し万一不幸にも党派の問題政熱の余波の為めに区々たる問題に議会開会の日時を摩消し国民の生理に大關係ある法典問題を輕々看過するが如きあらば後世子孫に対し何の面目あるべきや」と厳しい批判を展開していた。

結局、議会は民法商法施行の再延期を決定したわけであるが、この点に関しても、一日も早く修正の実効を挙げ、完全無欠の法典を大成するよう希望するとともに、政府がその行政権を濫用することなく、議会の決定を十分に尊重すべきであるという旨の意見表明がみられる。⁽⁵⁸⁾

第三回帝国議会の議事の過程の中で、商法とりわけ会社法・破産法の先行実施論が俎上に上つたことについては、あくまでも商法の先行実施に反対し、民法と同時施行をなすべきであるという意見と、会社法・破産法の先行実施論に理解を示す意見⁽⁵⁹⁾とがある。從来の延期派の中に、会社法・破産法の先行実施論に理解を示しつつも、

会社法等を「基儘切り抜キテ直チニ实行シ得ベニアラズ、是レ亦多少ノ修正ヲ要スルハ論ヲ俟タズ……成ル可ク速カニ其修正ノ業ヲ卒ヘ、更ニ帝国議会ノ協賛ヲ求メテ实行スルハ頗ル妥当ニアラズヤ」⁽⁶¹⁾と述べ、貴族院の建議案に賛同を示したものがある。

なお、再延期が決定した後のボアソナードの日常が以下のように描写されているので参考のために掲げておこう。「此程法典延期案下院を通過したる以後、氏は人毎に語りて、余は十数年以來日本法典編纂のために畢生の力を致せしものなるに、今日議会が法典実施延期を可決したるは、日本人氏は余を見棄てたるものにして余亦日本を用なしとして快々として樂しまず、爾来大學の講師をも断りて出席せず云々」⁽⁶²⁾。

おそらく、ヘルマン・レースラーも同様の心境にあつたであろうことは、想像に難くない。

(37) 林茂リ辻清明編・日本内閣史録第一巻(昭和五六)一九〇頁。

(38) 志田鉢太郎・日本商法典の編纂と其改正(昭和八年)五八頁によれば、五月二、六日と記されているが、五月一六日が正しいと思われる。

(39) 平塚・注(1)前掲三九〇頁。

(40) 同前。

(41) 同前三九〇—三九一頁参照。

(42) 志田・注(38)前掲五九頁。

(43) 平塚・注(1)前掲三九四頁。

(44) 志田・注(38)前掲六〇頁。

(45) 同前五九頁。

(46) 同前参照。

平塚・注(1)前掲三九四—三九五頁参照。

志田・注(38)前掲六一頁。

平塚・注(1)前掲三九三頁。

依田・注(9)前掲五八五頁。

同前五八六頁。

同前。

熊谷開作「商法典論争史と大阪商業會議所」宮本又次編・大阪の研究（昭和四二年）一二一九頁。
平塚・注(1)前掲三九四頁。

同前三九八頁参照。

Y・O「次ノ帝国議会ハ法典ノ修正ヲ如何スベキカ」法学新報一〇号（明治二五年）一九頁。

社説「法典修正問題」法学新報一三号（明治二五年）一九頁。

社説「法典延期法律案両院を通過す」法学新報一五号（明治二五年）一一二頁参照。

松野貞一郎「民法商法交渉問題」法学新報一五号（明治二五年）二四頁以下。

奥田・注(32)前掲一八七—一八八頁参照。

山田喜之助「民法及ヒ商法修正延期ノ要領」法学新報一七号（明治二五年）四二頁。

雑報「ボアソナード氏の悒々（ゆうゆう）」法学新報一五号（明治二五年）一〇七頁。

第三章 一二三年会社法の改正と施行

1、民法商法施行取調委員会

明治二十五年（一八九二年）一〇月七日、政府は、司法官、学者、貴族院議員からなる民法商法施行取調委員会を設置し、委員一三名を任命した。委員長は西園寺公望である。⁽⁶³⁾ 西園寺公望は、戊辰戦争以来の維新の立役者の一人であつた。明治四年、仏に留学し、明治一三年帰国後、明治法律学校の設立に関与している。明治一八年より堺・白・独駐在公使、明治二十四年に帰国している。

この民法商法施行取調委員会の性格は必ずしも明らかではない。委員の職にあつた村田保によれば、会議の初日に伊藤博文総理大臣も出席し、次のように述べたと述懐している。すなわち、この委員会は、民法商法をこのまま施行すべきものなのか、または修正をなすべきものなのか、それを取り調べるにとどまる性格のものである。⁽⁶⁴⁾ 一方、当時の一部雑誌報道等によれば、伊藤博文は、開会にあたり、同委員会が民法商法の延期・断行の是非を決するものではなく、「一部施行して他に差支えを生じないか否か、その利害得失を調べるものである」と述べたとされている。⁽⁶⁵⁾ 実際には、志田鉢太郎が述べているように「其取調の目的が果して何れにあつたかは全然之を秘せられていた」ようである。しかし、後に述べるように、取調委員会設置後、比較的時間を置かずに召集された第四回帝国議会の冒頭に、商法の一部先行施行に関する法案が政府によつて提出されたことから察して、商法の一部施行問題がこの委員会の議事に上つた可能性はきわめて高いと思われる。⁽⁶⁶⁾

この委員会は、民法商法をそのまま施行すべきであると考える委員六名、修正が必要であると考える委員六名から構成されていたが、委員長の西園寺は前者の考えに与していた。⁽⁶⁷⁾ しかし、委員会そのものは、西園寺の冷静

な運営によつて、村田保ら修正派主導で進められたようであり、委員会として民法商法とともに修正が必要であるとの決定をみた。⁽⁶⁹⁾この決定が、後に法典調査会の設置へと繋がつたものと思われる。

要するに、民法商法施行調査委員会は、第一に会社法の先行施行に寄与したという点で、第二に商法の全面的修正への端緒となつたという点で、重要な意義を有するものであつたと評価しえよう。

2、第四回帝国議会

第四回帝国議会（通常議会）は、明治二十五年（一八九二年）一一月二五日に召集され、同月二九日に開院された。

開院当日の一月二九日、政府は、「商法及商法施行条例中改正並施行法律案」を貴族院に提出した。⁽⁷⁰⁾この法案は、商法第一編第六章（商事会社及ビ共算商業組合）、第一二章（手形及ビ小切手）および第三編（破産）ならびに商法施行条例中の商法典の会社、手形および破産に関連する部分に多少の修正を加える（法案一条）と同時に、この部分を明治二六年一月一日より施行する（法案二条）というものであつた。この法律案によつて先行施行されようとする部分は、商法典のうち四一九か条（うち修正をともなつもの五三か条）、商法施行条例のうち四三か条（うち修正をともなうもの八か条）であった。⁽⁷¹⁾この法案によれば、その提出から施行予定日までわずかに一か月程しかなく、いかに政府がこれらの部分の先行施行を急いでいたかがうかがえる。

山縣有朋司法大臣の、法案趣旨弁明演説中、会社法に関連する部分を挙げておこう。すなわち、「我国商業社会ノ秩序ノ紊乱」は「已ニ数年ノ久シキニ涉」るものであるが、「其間会社ノ恐慌又ハ会社ノ破産ノ多クハ投機者流ノタメニ法ノ網ノ疎ナルヨリ致シマシテ一身ノ利益ヲ壟断センコトヲ謀ルタメニ大ニ此社会ニ禍害ヲ与ヘ」

てはいる。したがつて、「是等ノ弊害ヲ匡正致シマスルニハ精密ナル法律ヲ以テ会社ノ営業ヲ監督スルヨリ外ニ途ハ」なく、「依テ此会社法ノ実施ハ目下最モ緊急ナルモノト存」⁽⁷²⁾する次第である。

右の法案における、商法および商法施行条例の改正原案は、その大半が東京商業會議所の「修正案」を受け入れたものであり、また若干の政府自身の主張も織り込まれていた。⁽⁷³⁾東京商業會議所提出の修正案の作成には、民法商法施行取調委員会の構成員であつた穂積陳重や梅謙次郎なども顧問的立場で関与したわけであるから、同会議所の意見が多く反映された事情も領くことができるであろう。

一二月二日、貴族院はこの法案の審査を特別委員会（一五名）に付託したが、特別委員のうち五名（西園寺公望、小畠美稟、村田保、木下廣次、富井政章）は、先の民法商法施行取調委員会の構成員でもあつたわけであるから、特別委員会も彼らの主導で進められたものと思われる。この委員会において、法案の施行期日原案が半年先送りされ、明治二六年七月一日より施行すべきものと修正された。この修正には、切迫した施行期日をさしあたつて延期するという意味があつたとともに、当時の商人社会の慣習で、一月または七月に会計を新たにするといふ事情が勘案されて、七月一日という日付が選ばれたようである。⁽⁷⁴⁾同時に、原案以外に四〇余か所にわたる修正がなされたが、ここでも東京商業會議所の意見が強く織りこまれた。⁽⁷⁵⁾なお、レースラー草案の「差金会社」の系譜をひき、有限責任社員のみからなることを原則としていた合資会社が、事実上、無限責任を負う社員の存在を必要とするよう改められたのも（一二三六、一四六条参照）、特別委員会における決定であつた。⁽⁷⁶⁾この決定にも東京商業會議所の意向が反映されている。⁽⁷⁷⁾

一二月二〇日、貴族院は、特別委員会の修正案を可決、これを衆議院に送付した。⁽⁷⁸⁾

一二月二十四日、衆議院はこの法律案の審査を特別委員会（九名）に付託した。委員長は鳩山和夫である。衆議

明治三二年会社法制定の歴史的展開

院の特別委員会においても、法案に一部修正が加えられたが、翌明治二六年（一八九三年）二月一八日、衆議院は、特別委員会の修正案を可決して、これを貴族院に送付した。⁽⁸¹⁾

明治二六年二月二三日、貴族院は衆議院の修正案に同意し、この法案を可決した。⁽⁸²⁾

かくして「商法及商法施行条例中改正並施行法律」は、明治二六年三月六日、法律第九号として公布され、ここに会社・手形・破産の三法と会社に関する商業登記・商業帳簿の諸規定は、明治二六年七月一日からようやく施行されることになったわけである。

(63) 村田保「法制実歴談」法学協会雑誌三三二巻四号（大正三年）一四九頁参照。

(64) 同前。

(65) 福島正夫・日本資本主義の発達と私法（昭和六三年）一四八頁。時事新報明治二五年一〇月一一日、東京経済雑誌明治二五年一〇月一五日六五四号。

(66) 志田・注(38)前掲六二頁。

(67) 同前参照。福島・注(65)前掲一四一、一四八頁。

(68) 村田・注(63)前掲一四九頁。委員会の構成員は、本尾敬三郎、横田國臣、岸本辰雄、長谷川喬、熊野敏三、木下廣次、富井政章、松野貞一郎、穂積陳重、梅謙次郎、村田保、小畠美稲であった。なお、志田・注(38)前掲六二頁では、穂積陳重ではなく、穂積八束の名が委員として記されている。

(69) 村田・注(63)前掲一五〇頁参照。

(70) 志田・注(38)前掲四九頁。

(71) 同前。

(72) 同前六三一六四頁。

- (73) 福島・注(65)前掲一四一頁。
- (74) 志田・注(38)前掲六四一六五頁。
- (75) 熊谷開作「商法典論争史序説」星野通退職記念論文集法史学及び法学の諸問題（昭和四二年）一二七頁参照。
- (76) 福島・注(65)前掲一四一頁。
- (77) 拙稿「昭和一三年会社法改正の歴史的展開・第三部」神戸学院法学二五卷三号（平成七年）五一六頁参照。
- (78) 牧英正＝藤原明久編・日本法制史（平成五年）三七一頁参照。
- (79) 志田・注(38)前掲六七頁。
- (80) 同前六七一六八頁。
- (81) 同前七〇頁。
- (82) 同前七一頁。

第四章 明治期の会社と会社法の施行

1、維新直後の民間会社

近代統一国家の成立が立ち遅れたわが国においては、明治維新後、封建経済から資本主義経済へという经济体制の移行、とりわけ資本主義経済の担い手たる会社企業の整備が急務であった。わが国における会社企業の整備は、強力な中央集権体制の下で、「富国強兵」による「万邦対峙」を実現すべく、言わば上からの殖産興業政策として展開された。⁽⁸³⁾すなわち、明治政府は、会社企業の自主的発展を待たず、上から積極的に欧米の会社制度、とりわけ株式会社制度の導入・普及に努めた。⁽⁸⁴⁾

周知のように、法的規整を受けた最初の株式会社企業は、明治五年（一八七二年）一一月二十五日（太陽暦では同年一二月一五日）の国立銀行条例（太政官第三四九号）に基づく銀行会社であつたが、ここでは、銀行以外の一般企業会社の萌芽を概観しておこう。

政府は、明治元年（一八六八年）閏四月二十五日（太陽暦では同年六月一五日）、勧業・収税の目的で京都に商法司を設け、東京と大阪に支所を置き、大いに民業を振興しようとし、民間に通商會社と為替會社を設けた。⁽⁸⁵⁾明治二年（一八六九年）五月末から八月（太陰暦）にかけて、東京・大阪・西京・横浜・神戸・新潟・大津・敦賀に通商會社・為替會社の設立をみている。⁽⁸⁶⁾しかし、会社に対する知識の乏しさから、為替會社は明治五年（一八七二年）に、通商會社は、明治六七年（一八七三～七四年）に解散せざるをえなかつた。⁽⁸⁷⁾これらの会社は、共同の出資をなすとは言え、その関係が出資であるか、会社への貸付にすぎないのか不明瞭であり、営業上、取締役といふ制度はあつたが、これが社中月番で持廻りといふ規則であつたため、經營に統一性が欠けていたといわれる。⁽⁸⁸⁾

經營学者の指摘によれば、民間においては、明治二年（一八六九年）に創業した丸屋商社がわが国最初の株式会社であつたとされている。⁽⁸⁹⁾しかし、その実態は、むしろ旧商法上の合資會社に近いような印象を受ける。丸屋商社は、今日の丸善の前身である。丸屋商社は、早矢仕^{はやし}有^{ゆう}的^{てき}によつて、横浜に設立された。早矢仕は、岐阜出身、慶應義塾に学び、福沢諭吉の熏陶を受けた。

丸屋商社の現存する最も古い社則は、明治六年（一八七三年）六月のものである。その社則によれば、社中を元金社中^{もじんしゃちゅう}と勵社中^{はげしゃちゅう}とに分ち、各社中は入社に際し一口百円として一口ないし数口を出資することになつてゐる。必ずしも明らかではないが、元金社中は、言わば業務執行に関与しない優先株主的な社員であり、勵社中は、業

務執行に閥与する社員にあたるのではなかろうか。働社中の出資は、元金社中の損失を請合うためになされることとなつており、元金社中の出資総額は、働社中の出資総額に比較した定限が定められている。元金社中は、その定限以上の額の出資が許されず、働社中は、その割合以下に出資を減ずることが許されていない。元金社中の出資は、五年を一期とし、毎年利益金の中からその総出資額の一割五分に相当する金額を元金定約利益と称して配当し、これを元金に繰入れ、結局五年後には倍額二百円として出資者に返還する仕組みであった。元金社中への利益配当は、働社中への利益配当に先立つて先取りすべき特権が認められていた。これに対し、働社中には利益金が元金社中出資額の三割に満たないときは、元金社中に配当を行つた残額が配当され、三割以上に達したときはじめて元金社中に配当したと同額の金額が配当され、これを働社中定約利益と称した。元金社中および働社中への定約利益配当後、なお利益金の存するときは、これを配分利益と称して元金社中にその三分の一、⁽⁹⁰⁾ 働社中⁽⁹¹⁾ にその三分の二を配分した。会社の営業成績が働社中の責任にかかるついたからである。

丸屋商社には勘定場というものがあり、これが商社の財政を統括した。各店の売場は、一定額の商業元金を勘定場から預かって営業を行い、毎月元金の利息、家作代、金子利息、月々の利益金を勘定場に送り、損失のあつた月は損失分を勘定場から補填された。また、予備金として、営業上の損失を補填すべく、全社保続積金、家作積金、海陸難事備金、貸金損耗備金、無名備金という制度を設けていた。

丸屋商社の役員は、社長、取扱人、書記方、金銀方、各店支配人によつて構成されている。社長は、一〇口以上⁽⁹²⁾ の出資者でかつ一年以上社中にある者に限られ、社長を補佐し、内外事務を扱う。書記方は、五口以上の出資者である者でかつ一年以上社中にある者に限られ、社長を補佐し、内外事務を扱う。書記方は、五口以上の出資者である者に限られ、帳面を総括し、諸店の帳合の精粗を検し、全社の成績表を作成する。金銀方は、五口以上の出資者に

限られ、金銀借貸、為替および諸会計を総括し、諸入費の支弁を掌る。各店支配人は、二口以上の出資者に限られ、商業專執の権を与えられるが、金銀借貸、商売柄変更、住地家作売買、転宅、支店員の増限等に関する権限を持たない。⁽⁹²⁾ なお、株主総会にあたる組織の有無に関しては、調べたかぎりでは、明らかにできなかつた。

右の丸屋商社のように、早くから会社組織の名に値する企業も存在したが、明治六年（一八七三年）三月に横浜と八王子に設立された生糸改会社⁽⁹³⁾のように、会社と称しつつも、その実態は、組合類似の組織にすぎなかつたという企業も存在した。これらの組織は、役職者が身元積立金と称する金員を出資して、共同経営を行つていたものらしい。

2、会社法施行前の会社規整と会社の発展

わが国の会社に対する法的規整として最初のものは、調べた限りでは、明治四年（一八七一年）一一月二七日（太陰曆）の県治条例（太政官第六二三号）の中にある。この条例の中に県治事務章程という規則があるが、この規則は、地方官が、「主務ノ各省へ稟議シテ処分スベキ」事項（上款と称する）と「専任施行」できる事項（下款と称する）を列挙したものである。このうち、上款の第二二三条に「諸会社ヲ許ス事」が掲げられている。

右の県治条例は、明治八年（一八七五年）一一月三〇日、太政官第二〇三号達によつて廃止せられたが、同号達は、同時に、府県事務章程という規則を定めた。府県事務章程も県治事務章程と同様に、地方官の事務を上款と下款に分けて列挙している。上款第六条に「銀行及諸会社ニ准充ヲ与ヘ又ハ之ヲ廢停スル事」と定められてゐる。

府県事務章程は、明治一一年（一八七八年）七月二十五日、太政官第三二号達によつて廃止された。このとき、

同号達は、次のように從來の取扱いを変更した。すなわち、「諸会社設立願……等条例規則ニ依リ地方官ヲ經由スル者ハ府県掌管ノ事務各省ニ稟議スルノ類ト同ジカラザルヲ以テ知事令ハ事實ヲ公証スル為ニ奥書若クハ加印シテ主務ノ省ニ進達スルモノトス」。

これによつて、会社の設立は、地方長官に願い出るという形式に改められ、このため、この年以降、一般会社の設立が著増するに至つた。⁽⁹⁴⁾ また同時に、明治一一年には、五月四日に株式取引所条例が公布され（太政官布告第八号——これによつて明治七年一〇月一三日太政官布告第一〇七号株式取引条例は廃止された）、これにより、東京株式取引所、大阪株式取引所が開業するに至る。⁽⁹⁵⁾

明治一〇年代から二〇年代前半にかけて、有限責任会社と称する会社が現われている。この会社は、中身は株式組織の同族もしくは同志的結社の性質が強く、多くは、正式に会社法が施行されるまでの過渡的形態であつた。明治一六年（一八八三年）の東京電灯、一七年（一八八四年）の大坂商船、一二二年（一八八九年）の尼崎紡績（後の東洋紡績）、日本生命保険など、みな有限責任会社として発足した。⁽⁹⁶⁾ 有限責任会社というのは、実体は株式会社で、旧商法会社編が施行されるまで、臨時のつなぎに、株式組織の新しい形の企業として、地方長官が、「追つて一般会社条例が発布されるまで」として認可したのである。したがつて、形式・細則が決まっていないので、役員に「商議員」とか「支配人」とかいう役職者がいたり、持株数によつて投票個数に差別があつたりした。⁽⁹⁷⁾

明治一九年（一八八六年）から二二二年（一八八九年）にかけて、わが国は最初の本格的な企業台頭時期を迎える。この時期には、通貨収縮^(デフレーション)その他の企業心を抑圧していた諸障害が解消し、企業をめぐる環境が整備されていた。⁽⁹⁸⁾ その反動として、明治二三年（一八九〇年）には、わが国初の近代的恐慌に直面したが、これが克服された明治二六年（一八九三年）には、景気は好転しはじめた。もし二七年に日清戦争の勃発がなかつたならば、企業はこ

の時期に再活躍を示す情勢であつたといふ。⁽⁹⁹⁾ したがつて、明治二六年七月一日といふ会社法施行時期は、当時の経済環境としては、最良の時期であつたと言ひうるであろう。

3、会社法の施行と会社数

内閣統計局の調べによれば、明治二十五年（一八九二年）におけるわが国の大手会社総数は、四、五〇七社、公称払込資本金は一三〇、八八四千円であつたとされている。これが、会社法が施行された明治二六年（一八九三年）には、会社総数四、一三三社（公称払込資本金一三七、四五三千円）とその数を減じ、翌明治二七年（一八九四年）には、会社総数二、一〇四社（公称払込資本金一四八、三五三千円）と、会社数が激減していふ。⁽¹⁰⁰⁾ これは、会社法の施行によってその規整が実効性を持ち、法規整に耐えられない会社が消滅したからではなかろうか。

なお、明治二八年（一八九五年）からは、会社数は増加に転じ、同年には会社数二、四五八社（公称払込資本金一七四、〇四七千円）、明治二九年には会社数四、五九五社（公称払込資本金三九七、五六五千円）と、順調に発展を開始している。

- (83) 藤井光男編著・経営史——日本（昭和五七年）四九頁。
- (84) 片岡信之・日本経営史序説（平成二年）三七頁。
- (85) 野田信夫・日本近代経営史——その史的分析（昭和六三年）七五頁。
- (86) 日本銀行金融研究所・日本金融年表（平成五年）六頁。
- (87) 片岡・注(84)前掲三七頁。
- (88) 野田・注(85)前掲七五頁参考。

- (89) 片岡・注(84)前掲三七頁参照。
- (90) 司忠編・丸善社史（昭和二六年）一九一二〇頁参照。
- (91) 同前二〇一一二一頁参照。
- (92) 同前二一一二三頁参照。
- (93) 野田・注(85)前掲七五一七六頁参照。
- (94) 藤井・注(83)前掲五二頁参照。
- (95) 片岡・注(84)前掲三八頁。
- (96) 野田・注(85)前掲七六頁。
- (97) 同前。
- (98) 高橋・注(33)前掲三一一三二頁参照。
- (99) 同前三九頁参照。
- (100) これらの統計は、日本統計研究所編・日本經濟統計集（昭和二三年）一二五頁に基づくものである。
正されている。さらに、同規則は翌明治二七年三月二七日公布の勅令第三〇号により、再整備されている。
二七年規則によれば、「法典調査会ハ内閣総理大臣ノ監督ニ属シ法例、民法、商法及付属法律ノ修正案ヲ起草審

1、法典調査会の設置

第五章 明治二二年会社法の起草と成立

商法及商法施行条例中改正並施行法律が公布された直後の、明治二六年（一八九三年）三月二五日、政府は、勅令第一号をもつて、法典調査会規則を公布した。同規則は、同年七月六日、勅令第六五号をもつて、一部改

明治三二年会社法制定の歴史的展開

議ス」の目的で設置されたものである（一条）。二六年規則は、民法、商法及び付属法律を「調査審議ス」（同条）となつていたが、改正後はその目的が明瞭になつてゐる。同調査会は、「總裁、副總裁各一人及委員三十五人以内ヲ以テ」組織される（二条）。そして、委員の中から總裁の任命による「起草委員若干人ヲ置キ……法律ノ修正案ヲ起草セシム」こととされている（八条）。總裁は、議事を整理し、その決議を内閣總理大臣に具申する役割りが与えられているが（六条）、規則において実質的に会務を管理するのは副總裁の役割りとされており（七条一項）、副總裁は、委員と同一の資格をもつて議事に参加することとされている（七条二項）。

法典調査会の初代總裁には、伊藤博文總理大臣が自ら就任し、副總裁には西園寺公望が就任した。⁽¹⁰⁾ 委員は、明治二七年（一八九四年）三月以来、明治三〇年（一八九七年）一二月までに、のべ四四名が任免されている。⁽¹¹⁾

法典調査会の発足当時の同会の内情につき、委員であつた梅謙次郎が、伊藤博文追悼演説の中で言及しているので、やや長くなるが、以下に掲げておこう。

「当時は前年（明治二六年）の法典の延期若くは断行と云つて、鎬を削つて争いましたあとで、所謂断行派、延期派と云うものが、多少感情の上に於て融和を欠いて居るのみならず、意見の根本に於ても大に異なる所があつたのであります。それ故初めて法典調査会が設けられまして、一年程の間は其会議の状況も頗る活氣を呈して居りまして、隨分議論も起つたのであります。此間に処して故伊藤公は、當時内閣總理大臣の劇職を帶びて居らるるにも拘わらず、毎会親しく出席せられまして、其喧擾しき議論、複雑したる争の中に立つて、良く議事を整理せられまして、穏やかに併しながら速に議事の進行を計られましたことは、今日尚昨日の如く記憶して居る所でございまして、是亦私が伊藤公爵に敬服したる一の点であります。

一年間程は毎回議事に御出席に相成り、又法典調査会の事務に付ても、親しく指導監督の労を執られまして、

それがために前年來蟠（わだか）まつて居つた所の、法典の延期、断行の議論の余波より生じましたる所の感情の行違などは一掃し去られて仕舞いまして、法典調査会が設けられましてから、略々（ほぼ）一年位経ちました時には、最早そう云う痕跡は留めなかつたと云つて宜かろうと思ひます。是偏に故伊藤公の議事の整理が宜しきを得、又事務の監督が其當を得て居つた為めと言わなければなりませぬ。勿論故公爵の時代には副總裁と致しまして、西園寺侯が尽力をせられましたから、元より西園寺侯の功勞も没すべからざる所でありますけれども、初めの一 年間程は實に故公爵が、親しく法典調査会の監督も致され又議事の整理までも致されたのであります^{〔13〕}。

日清戦争の勃発（対清宣戰布告明治二七年八月一日）によつて、やがて伊藤博文の調査会への出席はとどこおりがちになつたようであるが、伊藤は、總理辭任後も、明治二九年（一八九六年）一一月五日まで、總裁の職を務めている。西園寺公望も同年同月同日まで副總裁の職にあつた^{〔14〕}。伊藤博文は、法に對する資質豊かな人物であつたようである。先に述べた民法商法施行取調委員会に関連して、梅謙次郎は以下のように評している。「故公爵は吾々の目から見ますると、法律学者ではない。法律学の方から申せば所謂素人に属するものである。然るにも拘わらず、其委員会に出られまして、吾々委員が意見を述ぶるのを聽かれて、直に之を判断せられて、例えは私共が其當を得ないとと思う議論を吐く人があると、一言の下に、それは間違つて居ると斯う言われました。それでも如何にも私は公の頭腦の明であつて、判断力に富まれ且中々学理的の頭腦を有つて居らるるに敬服致したのであります^{〔15〕}」。伊藤の横顔を知る興味深い逸話である。

法典調査会において、商法修正案の起草委員となつたのは、岡野敬次郎、田部芳^{（たなべかおる）}、梅謙次郎であつた。そして志田鉢太郎、加藤正治がこれを補助した^{〔16〕}。法典調査会規則第一〇条に「法典調査会ニ起草委員補助五人以内ヲ置キ起草委員ノ職務ヲ補助セシム」とある。

梅謙次郎は法科大学教授法学博士として、田部芳は司法省参事官として、各々明治二七年三月三一日に調査会委員に任せられている。岡野敬次郎は法科大学教授として、明治二八年一二月一二日に調査会委員に任せられている。⁽¹⁰⁷⁾ 岡野の就任が遅いのは、彼が欧洲に留学していたからであると推察される。

明治二八年現在、梅謙次郎三五歳、田部芳三五歳、岡野敬次郎三〇歳であった。なお、民法修正案の起草委員には、穂積陳重、梅謙次郎、富井政章が任命された。

2、商業会議所の活動

明治二七年（一八九四年）八月、金沢で開催された第四回商業会議所連合会において、東京商業会議所は、大阪・広島・神戸各会議所の賛成を得て、「株式会社の発起及び設立の認可に関する規定の廃止」を、各商業会議所から当局に建議・請願することを提案して可決された。⁽¹⁰⁸⁾ 東京商工会議所は、翌明治二八年一月、この趣旨を農商務・司法両大臣に建議し、貴衆両院に請願しているし、同様の建議・請願が、明治三十一年に至るまで相次いで各商業会議所から提出された。⁽¹⁰⁹⁾ この時期のわが国企業の伸張は、設立免許主義の壁をつき崩す勢いであつたわけである。

また、会社法がわが国の経済的発展に適合しなくなつた点として、とりわけ財界の改正要望が強かつたのが会社合併制度の導入であった。⁽¹¹⁰⁾ 会社法中に合併の規定を欠いていたため、当時合併を欲した会社は、いったん会社を解散して清算手続を行つてから、新たに設立手続をなしていたようである。この方法によるときは、清算中は一時事業の進行を停止せざるをえず、はなはだ不便であつたようである。⁽¹¹¹⁾

明治二十九年（一八九六年）九月二十五日、大阪商業会議所は、その総会において片岡直温の建議による「同性質

の株式会社合併に関する法律制定希望の件」を採り上げ、一〇月一三日、審議委員の修正案「商事会社合併及組織変更制に関する意見書並請願書案」を可決した。⁽¹²⁾ 合併と同時に、商事会社組織変更に関する条規を切望したわけである。⁽¹³⁾ 東京商業會議所もまた、明治二九年九月に「会社合併ニ関スル法律制定」を建議している。⁽¹⁴⁾

さらに進んで明治三〇年（一八九七年）六月、大阪商業會議所は、「商事会社合併法」の制定を要請している。⁽¹⁵⁾ 同年同月、東京商業會議所もまた「商事会社合併法」の制定を建議している。⁽¹⁶⁾

これら一連の合併法の要望は、日清戦争後的好況期に際する実業界一般の声だったようであるが⁽¹⁷⁾、これは、わが国の企業社会が集中合併の時代の入り口を迎えたことを意味するものであると評価しえよう。なお、銀行に対しては、明治二九年（一八九六年）四月二〇日、銀行合併法（法律第八五号）が公布されている。

3、商法起草委員会の活動——明治二八年から明治三〇年

商法修正案に関する法典調査会の議事は、明治二八年（一八九五年）九月二七日に開始されたが⁽¹⁸⁾、梅、岡野、田部ら起草委員らは、それより少し前に活動を開始したようである。

会社法修正に関し、いちはやく言及しているのは、設立準則主義の採用である。すなわち、明治二八年九月二一日に配布された商乙第一号のなかに「株式会社ノ設立ニハ主務官庁ノ許可ヲ要セザルモノトスルコト」との表現がある。

同年九月二六日に配布された商乙第二号は、商法典の配列に関する最初の案だったようであるが、それによれば、会社法は、「第二編会社」として独立した編とされ、「第一章商事会社」として、以下「第一節総則」「第二節合名会社」「第三節合資会社」「第四節株式会社」「第五節罰則」が配され、「第二章商事組合」という構成案となつ

て いる。後に商事組合の規定は、明治二九年（一八九六年）六月二三日配布の商乙第二号により、「第三編契約」中に掲げることとされた。

明治二九年一〇月二十四日配布の商乙第四号においては、「株式合資会社ニ関スル規定ヲ設クルコト」とされている。

同年九月四日配布の商乙第五号では、「株式会社及ビ株式合資会社ニ於テ無記名株及ビ優先株ヲ認ムルコト」とされている。

明治二九年五月中には、起草委員は商法典原案を作成し、議事に上呈した。⁽¹²⁰⁾ すなわち、この時期には、一応、条文の体裁を整えた原案が出来あがつたわけである。この原案をたたき台として、以後一年半あまり、明治三十一年（一八九七年）一二月一七日まで、法典調査会は商法典の審議検討を行つて ⁽¹²¹⁾ いる。

4、第一〇回帝国議会

第一〇回帝国議会（通常議会）は、明治二九年（一八九六年）一二月二三日に召集され、一二月二十五日に開院された。この時期、内閣は、すでに第二次伊藤博文内閣から第二次松方正義内閣に交替していた（第二次松方内閣は、明治二九年九月一八日成立）。

開院当日の一月二十五日、政府は、「法典ノ施行延期ニ關スル法律案」を貴族院に提出した。その内容は、「明治二十三年法律第三十二号商法總則、第一編第一章乃至第五章、第七章乃至第十一章、第二編、同年法律第九十七号法例、同年法律第九十八号民法財産取得編、人事編及ビ其施行ニ必要ナル法律ハ明治三十一年六月三十日マデ之ヲ施行セズ但商法第一編第二章及ビ第四章ハ商事会社ニ付テハ從前ノ通之ヲ施行ス」というものであった。

つまり、法典調査会の審議が、明治二三年商法の施行期日たる明治二九年一二月三一日までに終了することがとうていできないことが予想されるに至ったため、なお、一年間、その施行を延期しようとしたわけである。⁽¹²⁾

一二月二六日、右法案は貴族院、衆議院において可決され、同月二九日、法律第九四号として公布された。これにより、商法の全面施行は、明治三一年六月三〇日まで再々延期されることとなつた。

5、第一回帝国議会

第一回帝国議会（通常議会）は、明治三〇年（一八九七年）一二月二一日召集され、同二四日開院された。松方正義政権の基盤は、この時期、大いにゆらいでいた。地租増徴問題などを中心とした対立で、松方内閣は進歩党の支持を得られなくなり、自由党との提携工作も失敗していた。⁽¹³⁾

それでも政府は、開院当日の一二月二四日、法典調査会で議事を終了したばかりの新商法修正案を、民法修正案とともに貴族院に提出した。政府委員は、起草委員であった梅謙次郎、田部芳、岡野敬次郎である。当時の各々の肩書きは、梅が法制局長官、田部が司法省参事官、岡野が東京帝国大学法科大学教授である。⁽¹⁴⁾ この時に提出された商法修正案は、全六六六か条からなり、編章節款の配列は、後の明治三二年法に異ならないものであった。⁽¹⁵⁾しかし、翌一二月二五日、衆議院に松方内閣不信任決議案が上程された。松方は、これが議決される前に衆議院を解散した。⁽¹⁶⁾ 貴族院は停会となり、商法修正案は成立に至らなかつた。なお、松方内閣は一二月一八日に辞職した。

6、第一二回帝国議会

第一次松方正義内閣の辞職を受けて、明治二一年（一八九八年）一月一二日、第三次伊藤博文内閣が成立した。第五回衆議院総選挙（明治三一年三月一五日）を経て、第一二回帝国議会（特別議会）は、同年五月一四日に召集され、五月一九日に開院された。明治二三年商法の全面施行期日が、約一か月半後にせまつていた。政府は、何としても商法修正案の議会通過を図るべく、開院当日の五月一九日、商法修正案を貴族院に提出した。政府委員の陣容は前回と同じく、梅謙次郎、田部芳、岡野敬次郎であった。⁽¹²¹⁾ この時に提出された商法修正案は、全六八五か条からなり、前修正案に比して一九か条増加していたが、編章節款の配列は前修正案に異ならないものであつた。⁽¹²²⁾

貴族院は、五月二〇日より審議を開始し、五月二八日に原案全部を可決、これを衆議院に送付した。⁽¹²³⁾

衆議院では、五月三一日から審議が開始せられたのであつたが、⁽¹²⁴⁾ 同じ時期に、政府は地租増徴案をはじめとする増税諸案を議会に提出していたのである。明治三一年度予算案は前議会解散のため成立せず、その不足分は、清国からの償金をもつてあてることにするが、三三年度以降の予算を正常化するため増税を行おうとするものであつた。⁽¹²⁵⁾ 日清戦争後放漫に流れた財政の整理は、伊藤内閣の重要な課題だったわけである。⁽¹²⁶⁾

政府は、増税案の通過を希望して、会期の延長や、三日間の停会をなし、進歩党との交渉をも試みたが、この奔流の中に、商法修正案はのみ込まれてしまつた形になつた。

六月一〇日、議員の約七割を農業関係の代表で占める衆議院において地租増税案が否決されるや、同時に衆議院は解散された。⁽¹²⁷⁾

かくして、商法修正案は、再び審議未了に終わった。しかし、新民法典草案の残部は今議会で可決され、明治三一年六月二二日、法律第九号として公布され、同年七月一六日より施行法とともに施行された。⁽¹²⁸⁾

7、明治二三年商法、予想外の全面施行

明治三一年六月一〇日の衆議院の解散から、明治二三年商法の施行延期期日の末日、すなわち同年六月三〇日まで、わずかに二〇日間しかない。政府内では、緊急勅令によつてさらに施行を延長するといった方法も検討されたようであるが、部内に賛成者が少なく、そのまま放置された。⁽¹³⁶⁾ そして、旧商法典の実質的に廃止同様に考えられていた部分が、「朝野驚愕の裡に」⁽¹³⁷⁾、明治三一年七月一日より施行されてしまったのである。

二三年商法の施行につき、志田鉄太郎は以下のように述べている。

「旧法の全部が結局施行されたのは元より政府が不注意であつたことも其原因の一つに算えられるも、考へて見れば誠に数奇なる運命だったのである。旧商法典中、会社、手形及び破産の如き既に施行せられて居つた部分は、仮令新民法典と調和せざるとするも比較的に少く、若し幾分あつたとても解釈上何れにか始末をつけることは出来たけれど、新たに施行せられた第一編中商事契約の一般規定（例えば契約の取結、履行、損害賠償、違約金代理、時効、交互計算、質権、留置権の規定）及び各部規定（例えば売買、消費貸借、寄託の規定）並に海商法の規定（例えば船舶所有権、船舶債権者、時効の規定）の如きは、新民法典との調和に付き解釈上頗る困難を惹起したことは事実である。然しながら此等の部分は任意法規多き為め、実際上の問題としては格別の困難を惹起さざりしこと不幸中の幸と謂うべきである。但し非訟事件手続法の如きは新民法典の付属法律たると同時に新商法典付属法律たるべきもの故、旧商法典との不調和は勿論であつて、手続法のこととて全く適用出来なかつたものである」。⁽¹³⁸⁾

また、梅謙次郎によれば、当時の日本人が法律思想に富んでなかつたため、旧商法が施行されたと言つても実際はあまり行われなかつたとしつつ、旧商法の施行は一面明治三二年の条約改正に必要であつたために、条約改

正が早くできたのは、言わば旧商法の功名であつたと論じている。⁽¹³⁹⁾

8、明治三一年会社法の成立（第一三回帝国議会）

第三次伊藤博文内閣の後を受け、わが国初の政党内閣として知られる第一次大隈重信内閣は、内紛のためわずか四か月で、明治三一年（一八九八年）一〇月三一日に総辞職した。この後を引き継いだのは、同年一一月八日に成立した第二次山縣有朋内閣であった。

第一三回帝国議会（通常・特別議会）は、第二次山縣内閣成立の前日、明治三一年一月七日に召集された。内閣成立後、日が浅かつたため議会準備が整わず、ようやく一二月三日に開院された。

明治三二年（一八九九年）一月九日、政府は三たび商法修正案を貴族院に提出した。政府委員は同じく梅・岡野・田部である。この修正案は、全六八九か条から成り、前回の修正案に比して四か条増加していたが、編章節款の配列は前修正案に異ならないものであった。⁽¹⁴⁰⁾

一月一四日、貴族院は原案の審議を開始した。司法大臣清浦奎吾は、提出理由の説明に際し、商法修正案は「重大ナル法案ノコトデアリマスルシ其後商業會議所其他ヨリ尚ホ意見モ大分出マシテゴザイマスルカラ、其等ノ意見ヲモ参酌致シマシテ尚ホ慎重ニ審議ヲ尽シテ再ビ此処ニ之ヲ本院ニ提出スル運ビニナリマシテゴザリマス」⁽¹⁴¹⁾と述べている。

一月一四日、貴族院は原案を可決、これを衆議院へ送付した。⁽¹⁴²⁾

一月三一日、衆議院にて審議開始。梅謙次郎は、旧商法が施行されざるをえなかつた現状をふまえて、「就キマシテハ此欠点アリト既ニ議場ニ於テ認メラレマシタ商法ハ一日モ早ク改メテ欠点ノ少キ法典ト為サナクテハナラ

ヌノデアリマス、ドウゾ此度提出ニナリマンシタ商法修正案ヲ速ニ確定セラレンコトヲ希望致シマス」と述べてい
る。

二月二五日、衆議院も原案の全部を可決した。⁽¹⁴⁴⁾ ここに、新商法典はついに両院を通過したわけである。かくして、明治三二年（一八九九年）三月九日、新商法典は法律第四八号として公布された。同年六月一六日、勅令第一三三号により施行され、施行の日をもつて明治二三年商法は、第三編「破産」を除いて廃止された。

- (101) 志田・注(38)前掲七四頁。
- (102) 同前七三—七七頁参照。
- (103) 梅謙次郎「伊藤公と立法事業」國家学会雑誌二四卷七号（明治四三年）三四一三五頁。
- (104) 志田・注(38)前掲七四頁。
- (105) 梅・注(103)前掲三三頁。
- (106) 志田・注(38)前掲七三—七四頁。
- (107) 同前七六—七七頁参照。
- (108) 里井・注(14)前掲四八頁。
- (109) 福島・注(65)前掲一四五頁。
- (110) 里井・注(14)前掲四八頁。
- (111) 福島・注(65)前掲一四六—一四七頁参照〔東京商業會議所月報第五〇号〕。
- (112) 里井・注(14)前掲四八頁。
- (113) 同前。
- (114) 福島・注(65)前掲一四六頁。

明治三二年会社法制定の歴史的展開

134	133	132	131	130	129	128	127	126	125	124	123	122	121	120	119	118	117	116	115
同前。	志田・注(38)前掲八六一八七頁。	福島・注(65)前掲一四七頁。	里井・注(14)前掲四八頁。	里井・注(14)前掲四八頁。	福島・注(65)前掲一四七頁参照。														
															林Ⅱ辻・注(37)前掲二六一一二六四頁参照。	林Ⅱ辻・注(37)前掲二六一一二六四頁参照。	林Ⅱ辻・注(38)前掲八〇頁。	志田・注(38)前掲八〇頁。	志田・注(38)前掲九一頁参照。
															同前。	同前。	同前。	同前。	同前。
															同前八二二頁。	同前八〇一八一頁参照。	同前九二頁。	同前九二頁。	同前八〇一八一頁参照。
															林Ⅱ辻・注(38)前掲二七八頁。	林Ⅱ辻・注(38)前掲二七八頁。	林Ⅱ辻・注(38)前掲二七八頁。	林Ⅱ辻・注(38)前掲二七八頁。	林Ⅱ辻・注(38)前掲二七八頁。

(135) 志田・注(38)前掲五三頁。

(136) 同前。

(137) 同前。

(138) 同前五四一五五頁。

(139) 同前八四一八五頁〔梅謙次郎(牧野英一補修)・法学通論(発行年不詳)一二二頁以下〕。

(140) 志田・注(38)前掲九二頁。

(141) 同前九三頁。

(142) 同前九四一九五頁参照。

(143) 同前九五頁。

(144) 同前九六頁。

第六章 明治三二年会社法の概要

1、商法修正案参考書・理由書

第一回帝国議会に商法修正案が提出されたとき、商法修正案参考書が法典調査会から発行されている。これは、商法修正案の条文を簡単に解説して、旧商法典と異なるところを説明した修正理由書とも言つべきもので、商法起草委員補助が執筆し、法典調査会から非公式に発表されたものである。起草委員の校閲を経たものでない旨を付言して、公の理由書でないことを明らかにしている。⁽¹⁴⁵⁾ 数社の出版元から出版されており、表題は、一般には「商法修正案参考書」とされていたが、博文館発行のものに限り「商法修正案理由書」とされていた。⁽¹⁴⁶⁾ 以下では、明治三一年(一八九八年)六月に東京博文館から発行された「商法修正案理由書」を中心に参照しつつ、明

治三二年会社法の概要を示しておこう（以下、理由書として参考する）。なお、会社法の部分を執筆したのは、志田鉄太郎である。

2、三二年会社法の概要

旧商法で第一編第六章に位置づけられていた会社法は、独立の編として第二編に設けられた。その体裁は、第一章総則、第二章合名会社、第三章合資会社、第四章株式会社、第五章株式合資会社、第六章外国会社、第七章罰則である。

(1) 株式合資会社規定の新設

第五章に設けられた株式合資会社制度は、本法に初めて設けられた。株式合資会社の法理上の性質論は学者の解釈に一任するとしている（理由書三六頁）。

株式合資会社制度を設けた実質的な理由は、合資会社の有限責任社員が感じる持分処分の不便性に対処するものであるとしている（理由書三六頁参照）。さらに、次のように記されている。「或ハ株式合資会社ハ我国ニ未ダ嘗テ存セザリシ会社ナレバ其利害得失ヲ疑ヒ新タニ之ガ規定ヲ設クルコトヲ躊躇スル者アルベシト雖モ我国会社ノ発達ノ初期ニ当リテ現行商法中会社ニ関スル規定ヲ実施セラレタルニ依リ商事会社トシテ成立ヲ認ムルハ合名会社合資会社及ビ株式会社ノ三種類ニ限り其他ノ種類ニ属スル会社ニ至リテハ全ク之ガ成立ヲ認メザリシ故ニ株式合資会社ナルモノノ発達ヲ見ザルハ当然ナリ。決シテ我国ノ現状ニ適応セザルガ為メニ非ザルナリ……之ヲ規定スルハ其發達ヲ獎励シ實際ニ便宜ヲ与フルモ決シテ禍源ト為ルノ恐レナシ」（理由書三六頁）。

(2) 外国会社規定の新設

国際交通の発達にともない、外国会社を規整する条項の必要性が高まつたことにより、第六章に外国会社の規定が新設された（理由書三七頁参照）。

外国会社に対して、商法の「規定ヲ当然適用セラレルベキ内国会社ニ比シテ遙ニ優等ノ地位ヲ与ヘ其間大ニ権衡ヲ失スルヲ免ガレズ、是レ本案ガ外国人ニ關スル民法ノ規定ヲ斟酌シ匈牙利、^{ハンガリ}スペイン、伊太利、^{ルーマニア}羅馬尼、^{ポルトガル}葡萄其他ノ立法例ニ倣ヒ且之ヲ拡張シテ一般会社ニ及ボシ」たものである（理由書三七頁）。

(3) 設立準則主義の確立

株式会社の設立免許主義は廃止された（理由書二八、一〇三頁）。

その理由は、以下のように説明されている。「株式会社ノミニ付キ設立免許ヲ容シ合名会社合資会社等ニ付テハ自由ニ設立スルコトヲ許スハ其間權衡ヲ得タルモノニアラズ」。「株式会社ニ付テハ各國皆一時ハ設立免許ノ制度ヲ設ケタリシモ次第ニ其有害無益ナルヲ認メ英吉利、仏蘭西、独逸、^{ベルギ}白耳義、匈牙利、伊太利、瑞西、^{スイス}西班牙、葡萄牙等皆此制度ヲ廢シ今尚ホ之ヲ存スルハ奥太利、^{オーストリア}荷蘭、^{オランダ}羅馬尼及ビ我国等ニ過ギズ……設立免許ノ制度ヲ廢止スルコトハ各國法制沿革上一般ノ傾向ナル以上ハ我国モ亦之ニ倣フコト相当ナリ」。「我国ノ実業家ニ於テハ設立免許ノ制度ヲ不必要ノモノト為シ其廢止ヲ希望スル請願ハ各地商業會議所ヨリ内閣司法省衆議院ニ呈出セラレタルヨリ視レバ實際ニ於テモ設立免許ノ制度ハ有害無用ノモノナルコト明カナリ」。「今日ニ於テハ株式会社ニ開スル智識経験ハ決シテ政府ノ官吏ノ專有ニアラズ從テ株式会社ノ設立ニハ政府ノ免許ヲ要セザルモノト為スコト正当ナリ」。設立主義であれば「株式会社ヲ設立スルニハ種々ノ手続ヲ履ミ多數ノ月日ヲ要ス從テ商業上ノ機会ヲ失シ当初甚ダ有望ノ会社ナリシモ愈々設立セラルルニ及ンデハ全ク無益ニ帰スルコトアリ此弊害ヲ救済スルガ為メニハ自由ニ設立ヲ許スコト必要ナリトス」（以上、理由書一〇三一一〇四頁）。

(4) 会社合併規定の新設

旧商法は、会社合併の規定を欠いていたが、三二年会社法は、すべての会社の合併を許容するという、当時の外国立法中の最新政策を導入した。⁽⁴⁷⁾

会社はすべて他の会社と合併しうるものとした。すなわち、七四条四号および七七条ないし八二条は、合名会社が他の会社と合併することを許している。一〇五条は、合資会社が他の会社と合併することを許している。一二一条一号、一二二条および一二三条は株式会社が他の会社と合併することを許している。一二三六条および一二六条は、株式合資会社が他の会社と合併することを許している。

ただし、志田鉢太郎は、会社の種類の異同を問わず合併を許すことは、立法論としては正当であるが、新法の解釈上は、新法が会社の種類の変更を許さないことを原則としていることに鑑み、同一種類の会社間でのみ合併が許されると説いている。⁽⁴⁸⁾

(5) 株式会社の機関——株主総会を中心主義

理由書には、「株式会社ノ株主総会ハ会社ノ機関中最高ノ位地ヲ占メ」の旨が明定されており（理由書一三九頁）、新法が株主主義を採る旨が謳われている。旧商法は、取締役と監査役とをあわせて規定していたが、「此二者ハ其性質職務大ニ異ナル所アルノミナラズ株主総会ヲ以テ一款ト為スニ対シテ其權衡ヲ失スルガ故ニ」款が分された（理由書一三九頁）。

（株主総会）

株主総会で決議できる事項には、とくに制限が設けられていない。法定決議事項は、以下のとおりである。定期款ノ補足（一二一条、特別決議事項）、定期款ノ変更（一二〇八条、特別決議事項）、新株式ヲ発行スル場合ニ金銭以

外ノ財産ヲ目的トスル出資ヲ為ス者ニ対シテ与フル株式ノ員數ノ変更（一二五条、特別決議事項）、資本減少ノ方法（二二〇条、特別決議事項）、利益又ハ利息ノ配当（一五八条、普通決議事項）、計算ノ承認（一九一条および一九二条、普通決議事項）、社債ノ募集（一九九条、特別決議事項）、取締役ガ株主総会ノ認許ヲ得ズシテ自己ノ為メ会社ノ當業ノ部類ニ属スル商行為ヲ為シタル場合ニ之ヲ以テ会社ノ為ニ為シタルモノト看做スコト（一七五条、普通決議事項）、取締役又ハ監査役ニ対シテ訴訟ヲ提起スルコト（一七八条一項および一八七条一項、普通決議事項）、取締役及ビ監査役ヲ選任シ又ハ之ヲ解任スルコト（一六四条、一六七条および一八九条、普通決議事項）、検査役ヲ選任スルコト（一五八条、一八二条および二一四条、普通決議事項）、訴訟代表者ヲ定ムルコト（一八五条一項および一八七条一項、普通決議事項）、取締役及ビ監査役ノ受クベキ報酬ノ額ヲ定ムルコト（一七九条および一八九条、普通決議事項）、取締役ガ自己又ハ第三者ノ為ニ会社ノ當業ノ部類ニ属スル商行為ヲ為スコトヲ認許スルコト（一七五条一項、普通決議事項）、取締役ガ同種ノ當業ヲ目的トスル他ノ会社ノ無限責任社員ト為ルコトヲ認許スルコト（一七五条一項、普通決議事項）、会社ノ解散（二二一条二号、特別決議事項）、会社ノ合併（二二一条一号、七四条四号および二三二条、特別決議事項）。

普通決議の要件には、定足数の定めがなく、単に出席株主の議決権の過半数で決することができたが（一六一条一項）、定足数を定めることは「輕易ナル事件ニ付テハ甚ダ不都合ナルヲ以テ……出席株主ノ數ニ閑スル……制限ヲ削除」したとされている（理由書一四四頁）。

特別決議は、総株主の半数以上で資本の半額以上に当たる株主が出席し、その議決権の過半数をもつて決議するという、頭数制を加味した定足数を要求している（二〇九条一項）。会社の目的たる事業を変更する場合を除いて、右の定足数の株主の出席が得られないとき、普通決議事項を二回くり返すことにより特別決議と同一の効力

を有する仮決議の方法が認められていた（二〇九条二、四項）。

一株一議決権主義を原則としつつ、一一株以上を有する株主の議決権は定款をもつて制限しようとされた（一二二条）。一株一議決権主義を徹底すると「過度ニ大株主ノ権利ヲ拡張シ……多數ノ小株主ノ利益ハ大株主ノ為メ犠牲ニ供セラル弊害アリ」⁽¹⁴⁾との見地から、「此極端ヨリ生ズル弊害ヲ匡正スルガ為メ」⁽¹⁵⁾このような立法になつたと説かれている。

資本の一〇分の一以上に当たる株主は、総会の目的およびその招集の理由を記載した書面を取締役に提出して総会の招集を請求することができるものとされた（一六〇条一項）。

〈取締役〉

取締役は必ず株主中から選任することを要した（一六四条）。要するに、取締役は、業務執行社員である。すなわち「会社ノ業務ニ付キ全ク利害ノ関係ヲ有セザル者ヲシテ業務執行者タラシムルトキハ万一ヲ僥倖シテ投機事業ヲ試ミ会社ヲシテ甚ダシキ危険ヲ冒サシメ遂ニ破産ノ不幸ニ陥ラシムルノ弊害アリ、之ヲ救済スルガ為ニハ業務執行者ト為ル者ヲシテ多少会社ト利害ヲ共ニスル所アラシメ自ラ謹マシムルノ外ナシ」としたわけである。なお、取締役は、その有すべき株式の数が定款に記載されており（一二〇条五号）、その員数の株券を監査役に供託しなければならない（一六八条）。

会社の業務執行は定款に別段の定めのないときは、取締役の過半数をもつて決定する（一六九条）。これは「其他ノ会社及ビ民法ノ法人並ニ組合等ノ例ニ倣」⁽¹⁶⁾つたものである（理由書一四八一一四九頁）。取締役は各自が会社を代表することとした（一七〇条一項）。旧商法一八五条二項は、取締役はその中から主として業務を取り扱うべき専務取締役を置くことができる旨を規定し、かつこれを置いても専務取締役は他の取締役と同一の責任を負う

に止まり特別の責任を負わない旨を規定していた。これは「從来國立銀行其ノ他ノ会社ニ於テ頭取ナルモノヲ置キタル慣例ヲ重ンジ」て置いたにすぎない規定であつたため、専務取締役に関する規定を削除したものである（理由書一四九頁）。法律上は、取締役内部における機関分化は認められなかつたが、實際上は、明治三〇年代から、⁽⁴⁵²⁾会社役員組織には「社長——専務取締役（一名）——取締役」という垂直的階層が形成し始められていた。

取締役は、株主総会の認許がなければ競業をなすことができない旨（一七五条）、会社との取引については監査役の承認を要する旨（一七六条）の規定が設定された。

取締役が法令または定款に反する行為をなしたときは、たとえ株主総会の決議によつた場合であつても、第三者に対し損害賠償の責任を負わなければならないが（一七七条一項）、その行為に対し総会において異議を述べ、かつ監査役にその旨を通知したときは「尚ホ第三者ニ対シテ損害賠償ノ責ニ任ゼシムベキ理由ナシ」（理由書一五四頁）として、責任を負わないとされた（一七七条二項）。

合名、合資、株式合資の各会社にあつては、その業務執行社員が会社に対する民法六四四条の善管注意義務を負うことが明確にされている（合名、五四条→民法六七一条→民法六四四条、合資、一〇五条→五四条、株式合資、一二三六条→一〇五条）。これに對して、株式会社の取締役に關しては、会社に対する義務の明確な規定を欠いており（取締役と会社の關係の法的性質に關しても規定がない）、会社に対する責任に關しては、個別の規定が存するにすぎない。たとえば、増資の際における取締役の資本充実責任などがある（一一六条）。定時株主総会において計算書類が承認されたときは、会社は、取締役または監査役に不正の行為があつたときを除いて、取締役および監査役に対する賠償責任を当然に解除する旨の規定も新設されている（一九三条）。

〈監査役〉

監査役は「会社ノ財産及ビ取締役ノ業務執行ヲ監査スルノ職務ヲ有スルモノナルヲ以テ」（理由書一五七頁）、取締役に対して事業の報告を求め、会社の業務および会社財産の状況を調査する権限が与えられた（一八一条）。取締役が株主総会に提出する書類につき、調査および報告することを要するものとされた（一八三条）。

監査役が取締役または支配人を兼ねることができない旨の規定が新設されたが（一八四条一項本文）、取締役に欠員が生じたときは、取締役および監査役の協議によって監査役の中から一時取締役の職務を行ふべき者を定めることができた（同条同項但書）。すなわち、「取締役中ニ欠員アルトキハ株主総会ガ其補欠員ヲ選任スルマデ之ガ為メ会社ノ業務執行ヲ停止スルコトヲ得ザルハ勿論定員ニ満タザル取締役ヲシテ依然其職務ヲ行フコトヲ得セシムルモ亦不当ナリ。故ニ此場合ニ於テハ一定ノ制限ノ下ニ監査役ヲシテ一時取締役ノ職務ヲ行ハシムルコト亦已ムヲ得ザル所ナリトス」とされている（理由書一五九頁）。監査役もまた株主中から選任されることになつてゐる（一八九条→一六四条）。

競業禁止および会社との取引の制限の規定は、監査役には存在しない。

(6) 株式会社の計算・開示

法定準備金に關し、会社はその資本の四分の一に達するまで、配当期毎にその利益の二〇分の一以上を積み立てるべきものとし、額面以上の価額で株式を発行したときは、額面超過額を右の限度内で積み立てるべきものとしていた（一九四条）。そして、会社は損失を補填し、かつ右の法定準備金を控除した後でなければ利益配当ができないものとして剝配当を禁じ（一九五条一項）、違法配当があれば、会社債権者に返還請求権が与えられていた（同条二項）。

しかし、利益算出の基礎となる財産評価についての規定は、わずかに一六条二項が存在するのみであり、計算

書類の作成方法に関する規定も存在しない。

取締役は、定時総会の会日前に計算書類と監査役の報告書とを本店に備え置くべきものとし、株主および会社債権者は、営業時間内何時でも右の書類の閲覧を求めるものとされたが（一九一条）、これらの書類は「何時ヨリ之ヲ備置クベキカラ規定セズト雖モ本案ハ少クトモ定時総会ノ会日前ニ之ヲ本店ニ備ヘ置クベキモノト為ス」（理由書一六六頁）というわけであるから、会日の直前にそゝすれば足りた。

取締役は、株主総会で承認された貸借対照表を公告すべきものとされたが（一九二一条二項）、公告方法に関する規定を欠いていた。

裁判所は、資本の一〇分の一以上に当たる株主の請求により、会社の業務および会社財産の状況を調査させたため、検査役を選任することができるものとされた（一九八条一項）。これは、「少數株主ノ権利ヲ伸張スルノ利益アリ」（理由書一七一页）という観点から規定されたのに加えて、次のような理由がある。すなわち、旧商法二七条は、主務省が何時でも職権をもつて地方長官またはその官吏に命じて会社の業務および財産状況を調査させることができる旨を規定していたが、これを廃止したことにもなう措置である。行政官庁に検査を許せば「屢々之ヲ濫用シ会社事業ニ無要ノ干渉ヲ為スノ弊害」があり、「公益上ヨリ会社ヲ監督スルガ為メニハ裁判所ノ命ニ依リテ行フ本条ノ手続ヲ以テ足レリ」としたわけである（理由書一七三頁）。設立免許主義が廃止された以上、これと同一の趣旨を持つ行政官庁の職権検査も廃止されたのである。

3、旧商法上の合資会社

商法施行法（明治三二年三月九日法律第四九号）は、旧商法上の合資会社について次のような規定を設けてい

た。すなわち、「商法施行前ニ設立シタル合資会社ニハ旧商法ノ規定ヲ適用ス」るものとし（三一八条一項）、そのような合資会社は、「其取引ニ関スル一切ノ書類ニ商法施行前ニ設立シタル会社タルコトヲ示スコトヲ要ス」るものとされた（三九条一項）。ただし、そのような合資会社は、総会において「新会社ノ組織ニ必要ナル事項ヲ決議」すれば、「旧商法第百五十五条第一項ノ規定ニ従ヒ其組織ヲ変更シテ之ヲ商法ニ定メタル合資会社、株式会社又ハ株式合資会社ト為スコトヲ得」るものとされた（四〇条）。さらに、旧法上の合資会社は、合併をなすことができるものとされ、合併後の存続会社または新設会社は、新法に定めた種類のいずれかであることを要するものとされた（四二条一項）。

このように、旧法上の合資会社に対しても、組織変更や合併の規定を設けて、新法の規整を受けるための便宜が図られたが、そのような手続をとらない限り、旧法上の合資会社は、旧法上の合資会社として存続を許されることになった。これは以下の理由による。

旧商法一三六条は、「社員ノ一人又ハ数人ニ対シテ契約上別段ノ定ナキトキハ社員ノ責任ガ金銭又ハ有価物ヲ以テスル出資ノミニ限ルモノヲ合資会社ト為ス」と定めていた。旧法上の合資会社は、有限責任社員をもつて組織するのが原則だつたわけである。もつとも、同一四六条（明治二六年改正）は、「業務担当社員ハ其業務施行中ニ生ジタル会社ノ義務ニ付キ連帶無限ノ責任ヲ負フ」と規定されていた。これに対し、新法は、その一〇四条において、「合資会社ハ有限責任社員ト無限責任社員トヲ以テ之ヲ組織ス」と規定した。問題は、各々の「合資会社」の組織上の差異をどう評価するかにあつた。

志田鉢太郎によれば、商法施行法の採用した政策が以下のように評されている。「施行法ノ起草者ハ新商法ニ定メタル合資会社ト旧商法ニ定メタル合資会社トハ全ク其組織ヲ異ニス故ニ前者ニ関スル新商法ノ規定ハ到底後者

ニ適用スルコトヲ得ザルモノト為シ其間ノ連絡ヲ断念シタルガ如シ⁽¹⁵³⁾。あるいは、「施行法ノ起草者ハ旧商法ニ定期タル合資会社ヲ以テ有限责任会社ニ類似スルモノト為シ、無限責任社員ノミヲ以テ組織シタル合名会社又ハ無限責任社員ト有限責任社員トヲ以テ組織シタル合資会社ニ関スル規定ヲ之ニ適用スルハ其当ヲ得タルモノニ非ズト認メタルガ如シ⁽¹⁵⁴⁾」。

志田鉗太郎は、旧法上の合資会社に新法の規整を及ぼすことは必ずしも不可能ではなく、「我輩ノ見ル所ヲ以テスレバ施行法ハ新商法ノ施行前ニ設立シタル合資会社ニ対シテ必要ノ程度ヲ超エテ旧商法ノ規定ヲ適用シタルト共ニ必要ナル新商法ノ規定ノ適用ヲ除斥シタリ⁽¹⁵⁵⁾」と述べている。しかし、旧法上の合資会社は、そのまま昭和二五年改正に至るまで、存続を認められることとなつた。

(145) 志田・注(38)前掲八九頁。

(146)

(147)

志田鉗太郎・日本商法論卷之二会社（明治三五年）一一五九頁参照。

(148) 同前一一六一一一六二頁参照。

(149) 同前五七五頁。

(150) 同前。

(151) 同前六〇九頁。

(152) 拙稿「昭和一三年会社法改正の歴史的展開・第一部」神戸学院法学二五卷一号（平成七年）三三三頁参照。

(153) 志田・注(147)前掲九二一九三頁。

(154) 同前九三頁。

(155) 同前九二頁。

結語

明治三二年会社法が、主として独法を範とするものであり、株主総会中心主義を探りつつ、当時としてはその内容が相当に整備されたものであったという指摘は、つとになされているところである。

この会社法の施行時期は、わが国の経済が日清戦争後の恐慌のただ中にあつた時期に重なる。明治三二年（一八九九年）一二月には株式相場の大暴落をみており、明治三四四年（一九〇一年）一月には、各地で銀行の信用不安なども生じていた。対外的にも、日露の緊張が高まり、明治三七年（一九〇四年）二月一〇日に日露戦争が勃発している。そして、日露戦争の勝利を契機に企業勃興熱の高揚、その反動としての戦後恐慌の発生をみるに至る。

このように、明治三二年会社法は、短期間に激しく移り変わる社会経済情勢の中になつて企業を規整する役割りを与えた。しかし、このような社会経済情勢の激震が、同時に初の国産会社法であつた明治三二年法の不備・欠陥を認識させることになり、そのことが、明治四四年（一九一一年）の会社法改正へと繋がつたわけである。

（平成八年六月一八日稿）

○資料1 丸屋商社社則

脱稿後、丸屋商社の現存するもつとも古い社則を入手しえたので、資料として掲げる。次の社則は、「丸屋商社之記」の一部をなすものであつて、「明治六癸酉年十月」のものである。

なお、この後、同社は「責任有限丸善商社」と発展する。明治一三年二月二五日から実施された同社の定款はさらに整備されたものとなつており、株主総会に関する詳細な規定も存在している。

第一則

入社元金ハ百円ヲ一口ト定メ一口或ハ數口ヲ一人ニテ出ス
「隨意ナリ○元金社中出ス所ノ元金總高ハ効社中出ス所ノ
元金總高ニ比較シテ定限ヲ定ムル」左ノ如シ

効社中 出金
五千 一万 二万 三万 四万 五万 六万
五千 一万五千 四万 七万五千 十二万 十七
万五千 二十四万

年々諸種積金ノ高ヲ増シ危害ヲ減ズルガ故ニ年ヲ追テ両社
元金ノ比較ニ差等アルナリ

元金社中ノ出金ハ右ノ割合ヲ超ユベカラズト雖ニ之ヲ減ズ
元金社中ノ出金ハ右ノ割合ヲ超ユベカラズト雖ニ之ヲ減ズ

ルハ妨ナシ又此ノ比ノ例ニ充タズト雖ニ商業ノ景況ニ従テ
元金ノ多キヲ好マザルキハ新入社ヲ辞スルハ効社中ノ隨意
タルベシ

第二則 定約利益分配利益ノ事

会社ニテ一个年間ニ得ル所ノ利益ヲ以テ第一ニ總元金高一
割五分ニ当ルノ利ヲ元金定約利益ト名ク第二ニ同ジ金高ヲ
以テ効社中總人部ニ配当シ之ヲ効社中定約利益ト名ク其余
ヲ配分利益ト名ケ之ヲ年々両社中ニ配分スルヲ第五則ノ如
シ○右ノ元金定約利益ハ年々之ヲ元金高ニ加ヘテ全五个年
ニシテ元金倍高トナシ出金主ニ返スベシ

右ノ如ク五个年ヲ一期ト定メ第一期五个年間_{已午未}ニ預ル
モノハ第二期五个年間_{戌亥子丑寅}ニ返シ一期毎ニ旧ヲ改メテ新
トナス其例左ノ如シ

已午未申酉ノ三月朔日入社スル人エ
戌亥子丑寅ノ三月倍高トナシ返ス

元金社中五个年ニ至リテ請取ヲ好マザル人ハ旧証券ヲ返
シ倍高ノ新証券ヲ得テ新ニ入社スルヲ隨意タリ

右ノ如ク年々旧一个年分ヲ返シ新一个年分ヲ預ルキハ会社
ノ元金年々平均ヲ得テ一時ニ大ナル増減ヲ生ズルヲナシ
五个年間百円ヅ、出セル元金社中ハ五个年目ヨリ二百円
ヅ、ヲ得ルナリ其百円ヲ取り残り百円ヲ次第二翌年ノ入社

明治三二年会社法制定の歴史的展開

金トナスキハハ永久年々百円ヅ、ヲ得ベシ○年百円ヅ、出セル元金社中五個年ニシテ定約利益ヲ合セタル高左ノ如シ
二百円五百ヶ年百前百円七十三円七十五錢四ヶ年百前百円百五十毫円五十錢三ヶ年百百三十二円二百五錢百十五円百十五錢百円百七百七十二円七百七十二円五十錢

五十錢

元金社中若シ入社初年ヨリ年々百円ヅ、ヲ得ント欲セバ初
メニ六百七十二円五十錢ヲ出スキハ其年ヨリ年々二百円ヅ得ベシ其百円ヲ取り残リ百円ヲ次第二翌年ノ入社金トナス
キハ永久年々百円宛ヲ得ルト年々百円宛五個年間出セル人
ニ同ジ

第三則 元金社中中途脱社ノ事

元金ハ五個年ニシテ倍高トナシ返スト定ムレバ中途ニシ
テ脱社スルハ随意ナレキ得ル所ノ利益ヲ減ズルコ左ノ如シ
元金高平均年一割ノ利ヲ添ヘ取り去ルベシ已ニ年々ノ配分
利益ヲ得タル人ハ之ヲ合シテ年一割ノ利ニ充ツルノミ又利
ニ加エタル利ヲ得ベカラズ○其證券ヲ他人ニ譲ルハ随意タ
ルベシ若シ然ルキハ譲り受タル人ノ姓名居所ヲ認メ証券書
キ替ヘ手数料一口ニ付キ五十錢ヲ添ヘテ本局ニ投ズベシ

第四則

勵社中出ス所ノ元金ハ元金社中ノ出金ニ比較スルモノナレ

バ中途ニシテ随意ニ脱社スルヲ許サズ但シ元金比較ノ高ニ
差支ナク勵社中ノ衆議ニテモ許ス所ナラバ元金社中ノ例ニ
異ナルマナシ

第五則

会社ノ安全長久ヲ保ツハ全社協合ノ力ニ由ト雖ニ商業ノ盛
衰危害ノ増減ハ勵社中ノ勤勉ト怠慢ニ関スルモノナレバ会
社ノ災害過失等ニテ損耗アルキハ其責メ勵社中ニアリ故ニ
利益少ナキモ定約利益ヲ頒ツニ足ルキハ両社利益ヲ頒ツ
甲乙ナシト雖ニ利益尚少ナキキハ勵社中ノ配分利益ヲ減ズ
ベシ尚利益少ナキキハ細流社ニ積置ク所ノ備金ヲ以テ之ヲ
償ヒ元金社中ノ定約利益ヲ減ズ可ラズ万一千損継多ニシテ細
流社積金ヲ出シ盡シテモ尚足フザルキハ勵社中ノ出金ヲ以
テ之ヲ償ヒ元金社中ノ元金ニハ損耗ヲ乃ボスベカラズ但シ
勵社中ノ元金ヲ減ズルノ場ニ至リテハ元金社中モ其年ノ利
益ヲ得ベカラズ
右ノ如ク勵社中ハ自己ノ出金ヲ以テ元金社中ノ出金ヲ請合
フモノナレバ利益多クシテ両社中ノ定約利益ヲ頒カチテ尚
余ル所ノ配分利益ハ之ヲ三分シテ其一分ヲ元金社中ニ配分
シ二分ヲ勵社中総人部ニ配分スベシ○年々利益ノ増減ニ從
テ両社中利益分配ノ差等アルト左ノ如シ

元金	利益	定約利益	配分利益
一万円	千五百円	元金社中 元金社中 元金社中 元金社中 元金社中 元金社中 元金社中	千五百円 ナシ ナシ ナシ ナシ ナシ ナシ
一万円	二千円	元金社中 元金社中 元金社中 元金社中 元金社中 元金社中 元金社中	五百円 ナシ ナシ ナシ ナシ ナシ ナシ
一万円	三千円	元金社中 元金社中 元金社中 元金社中 元金社中 元金社中 元金社中	五百円 ナシ ナシ ナシ ナシ ナシ ナシ
一万円	四千円	元金社中 元金社中 元金社中 元金社中 元金社中 元金社中 元金社中	五百円 三百三十六円余 六百六十六円余 五百円 ナシ ナシ ナシ
兩社中定約利益ヲ年一割五分ト定ムルモノハ現今会社ノ借 金貸金ノ利足ヲ平均シ之ヲ當時世間普通ノ利足ニ比較シテ 定ムルモノナレバ後來世上一般ニ利足ノ降下スルコアラバ 其時勢ニ隨テ減ズルコアルベシ若シ然ルコアルキハ前以テ 社中ニ報告スベシ其時脱社ヲ欲スル人ハ中途雖任期ニ充チ テ脱社スルノ例ニ同ジ	海陸難事備金 東京へ送品ハ百分ノ一半西京大坂送り品ハ 百分ノ三ヲ取りテ其内ニテ運送ノ費用ヲ执ヒ其余ヲ積貯ヘ 海陸ノ難事ニ備フ		
第六則 積金ノ事	貸金損耗備金 本局勘定場ニテ貸金ノ利足十分ノーラ月々 取除ケ之ヲ積貯ヘ貸金ノ危害ニ備フ又預リ質物ノ流レ荷物 ヲ売払ヒ元利差引テ利益アレバ亦此積金ニ加フベシ		
全社保続金 各店ヨリ月々積金ヲ出シ之ヲ細流社ニ預ケ置 キ商業上損毛ノ備金トス	無名備金 不用道具買払代金並二人頭税劔社中奉公人ヨリ 出シタル過代金等ヲ積貯ヘ諸種備金ノ不足ヲ補フベシ 以上五種積金ハ他人ヘ請合料ランシユーロ 払ヒ捨タルト同理 ナレバ他ノ費用ニ充ツベカラズ		
横浜書店 同薬店 同調合局 同唐物店 同仕立局 同社 大坂店 西京店 各月々六円 合六十円	第七則 社中所有物ノ事		
家作積金 地所家作ヨリ取立タル店舗地代等ニテ諸雜費ヲ 仕払ヒタル残リノ半バヲ勘定場ノ利益ニ加ヘ其半バヲ家作 積金トナシテ火災其外朽廃シテ建替ヘヲ要スルキニ非レバ独裁スベ	積金其外雜用ニテ買タル道具類等ハ全社利益ノ残余ニシテ 齊シク全社中ノ所有物ナレハ兩社中ニ若シ脱社スル人ハ其 所分ヲ有スル得ズ		
社長十口以上入社ノ人ニシテ一ヶ年以上社中ニアル人 二非レバ社長タルヲ得ズ但彼社長ハ此限りニ非ス	第八則		
全社内外ノ事務ヲ総括シ各店役割ノ當否ヲ察シ全社從前ノ 成績後來ノ安危ニ注意シ諸事ヲ指令シ奉公人ヲ進退シ評議 入札ノ問題ヲ出ス等專執権アル可シ但シ専任ノ役ヲ置タル 各科ニ就テノコハ臨時止ムヲ得ザルノキニ非レバ独裁スベ			

明治三二年会社法制定の歴史的展開

カラズ即チ商買上ノヲハ各店支配人金銀貸借ノヲハ金銀方

全社中ニ關係スルヲハ取扱人ニ議シテ事ヲ決スベシ

取扱人十口以上入社ノ人ニ非レバ取扱人タルヲ得ズ

社中ノ便宜ヲ議リ諸評議ノヲ掌リ總テ社長受持ノ事務ヲ

補佐スベシ又社外或ハ政府ニ閑スルヲ取扱フ役目ナリ

書記方五口以上入社ノ人タルベシ

本局ノ帳面ヲ總括シ諸店帳合ノ精粗ヲ検シ全社成績表ヲ造
ル等專ラ其任トス

金銀方五口以上入社ノ人ニ非レバ金銀方タルヲ得ズ

金銀借貸為替及諸会計ヲ總括シ諸入費ノ並給ヲ掌トル

各店支配人二口以上入社ノ人ニ非レバ支配人タルヲ得ズ

其預リ店ヲ支配シ商業ヲ取扱フニハ專執ノ權アレハ金銀借

貸商買柄變化住地家作売買転宅人員ノ増減其店限り雇入レバノ等

ハ独裁ヲ得ズ

第九則

諸店売場ニテハ商業ノ元金ヲ預リ商売ヲ當ミ月々元金ノ利

足家作代金ノ利足並ニ月々ノ利益ヲ勘定場ニ送り若シ損毛

アル月ハ其損分ヲ勘定場ヨリ請取ルベシ故ニ売場ニテハ始

終身代ニ増減ナシトス

第十則

勘定場ニテハ月々各店ヨリ送ル處ノ元金利足ヲ請取り月々

其総高ノ内ヨリ入社金高ノ利足ニ当ル高ヲ現益口ニ記シ

余ヲ金利口ニ記スベシ又売場ニテ損毛アル月ハ其損分ヲ現

益口ヨリ出シ勘定期ニ至リテ現益総高ヲ元金総高ト勘社中

總人部ニ比較シテ法ノ如ク分配スベシ

第十一則

元金社中ハ其出金ノ多少ニ拘ワラズ勘社中ハ其持役ノ輕重
ニ拘ワラズ前件諸則中不便利ト思フヲアラバ会局ニ云送リ

テ論駁スルノ權アルベシ又以上定ムル所ト雖ニ實際不都合

ノ廉アラバ臨時改正スルヲモアルベシ

第十二則

勘社中並雇人ニ毎夕勤怠録ニ其日ノ勤怠ヲ認ムベシ家ニ

在リテ勤ムルモノハ「勤」印ヲ押シ社用ニテ他行スルモノ

ハ「外」印ヲ押シ輕疾ニテ社局ニアルモノハ「病」印ヲ押

シ私用ニテ他出スルモノト私宅ニテ病ヲ養フモノトハ印ヲ

省キ其印数ヲ算エテ年中勤メタル總日数トナス

社長並ニ取扱人ハ社局ニ來ラザルモ私宅ニアリテ社用ヲ為

スキハ勤タル日数ニ加フベシ

勘社中外出入用ハ其仕払ヲ記シテ勘定場ニ出シ社中費用ニ

属スルモノハ之ヲ償ヒ其私費ニ属スベキモノハ之ヲ償フヲ

得ズ東京往復ノ汽車ハ下等ヲ例トス只貴客ヲ送迎スルコア
ルキハ此例ニ非ズ

社中用ユル帳合ノ仕方ハ社中記帳法ニ記スルヲ以テ茲ニ略
ス

※「丸善百年史」資料編（昭和五六年）を底本とする。

○資料2 明治二三年商法（旧商法）および明治二六年改

正法対照表（抄）

旧商法第一編第六章（会社法）がどのような形で施行されたのかを探るために、明治二六年改正法との対照表を作成した。

明治二三年法	明治二六年改正法
第六章 商事会社及ヒ共算 商事会社總則	第六章 商事会社及ヒ共算 商業組合
（同上）	（同上）
第六十六条 商事会社ハ共同 シテ商業ヲ営ム為メニノミ 之ヲ設立スルコトヲ得	第六章 商事会社及ヒ共算 商業組合
第六十七条 法律ニ背キ又ハ 禁セラレタル事業ヲ目的ト	第六十九条 会社ノ設立ハ適 当ナル登記及ヒ公告ヲ受ク ルニ非サレハ第三者ニ対シ テ会社タル効ナシ
第七十条 会社ハ商号ヲ設ケ 社印ヲ製シ定マリタル営業 所ヲ設ケルコトヲ要ス	第七十条 会社ハ社名ヲ設ケ 社印ヲ製シ定マリタル営業 所ヲ設ケルコトヲ要ス
第七十一条 社印ニハ商号ヲ 社名ヲ	第七十一条 社印ニハ商号ヲ

スル会社ハ初ヨリ無効タリ
若シ会社ノ営業力公安又ハ
風俗ヲ害ス可キトキハ裁判
所ハ検事若クハ警察官ノ申
立ニ因リ又ハ職権ニ依リ其
命令ヲ以テ之ヲ解散セシム
ルコトヲ得
但其命令ニ対シ即時抗告ヲ
為スコトヲ得
リ官庁ノ許可ヲ受ク可キ営
業ヲ為サントスル会社ハ其
許可ヲ得ルニ非サレハ之ヲ
設立スルコトヲ得ス
株式会社ニ關シテハ第三節
ノ規定ヲ遵守スルコトヲ要
ス

第六十八条 法律、命令ニ依
リ規定ヲ遵守スルコトヲ要
ス
(同上)

第六十九条 会社ノ設立ハ適
当ナル登記及ヒ公告ヲ受ク
ルニ非サレハ第三者ニ対シ
テ会社タル効ナシ
第七十条 会社ハ商号ヲ設ケ
社印ヲ製シ定マリタル営業
所ヲ設ケルコトヲ要ス
第七十一条 社印ニハ商号ヲ

明治三二年会社法制定の歴史的展開

刻シ其印鑑ヲ商業登記簿ニ添ヘテ保存スル為メ之ヲ第十八条ニ掲ケタル裁判所ニ差出スコトヲ要ス社印ヲ変更シ又ハ改刻スルトキモ亦此手続ヲ為ス	刻シ其印鑑ヲ商品登記簿ニ添ヘテ保存スル為メ之ヲ第十八条ニ掲ケタル裁判所ニ差出スコトヲ要ス社印ヲ変更シ又ハ改刻スルトキモ亦此手続ヲ為ス
第七十二条 商号及ヒ社印ハ官庁ニ宛テタル文書又ハ報告書、株券、手形及ヒ会社告書、株券、手形及ヒ会社二於テ権利ヲ得義務ヲ負フ可キ一切ノ書類ニ之ヲ用ユ	第七十二条 社名及ヒ社印ハ官庁ニ宛テタル文書又ハ報告書、株券、手形及ヒ会社二於テ権利ヲ得義務ヲ負フ可キ一切ノ書類ニ之ヲ用ユ
第七十三条 会社ハ特立ノ財産ヲ所有シ又独立シテ権利ヲ得義務ヲ負フ殊ニ其名ヲ以テ債権ヲ得債権ヲ負ヒ動産、不動産ヲ取得シ又訴訟ニ付キ原告又ハ被告ト為ルコトヲ得	第七十三条 会社ハ特立ノ財産ヲ所有シ又独立シテ権利ヲ得義務ヲ負フ又訴訟ニ付キ原告又ハ被告ト為ルコトヲ得
第一節 合名会社 第一款 会社ノ設立 第七十四条 二人以上七人以下共通ノ計算ヲ以テ商業ヲ當ム為め當ム為メ金錢又ハ有価物又ハ労力ヲ出資ト為シテ共有資本ヲ組成シ責任其出資ニ	第一節 合名会社 第一款 会社ノ設立 第七十四条 二人以上共通ノ計算ヲ以テ商業ヲ當ム為め當ム為メ金錢又ハ有価物又ハ労力ヲ出資ト為シテ共有資本ヲ組成シ責任其出資ニ止マラサ
第七十五条 商号ニハ總社員又ハ其一人若クハ數人ノ氏ヲ用イ之ニ会社ナル文字ヲ附ス可シ	第七十五条 商号ニハ總社員又ハ其一人若クハ數人ノ氏ヲ用イ之ニ会社ナル文字ヲ附ス可シ
第七十六条 社員ノ退社シタル後ト雖モ從前ノ商号ヲ統用スルコトヲ得但退社員ノ氏ヲ商号中ニ統用セントスルトキハ本人ノ承諾ヲ受クルコトヲ要ス	第七十六条 社員ノ退社シタル後ト雖モ從前ノ社名ヲ統用スルコトヲ得但退社員ノ氏ヲ社名中ニ統用セントスルトキハ本人ノ承諾ヲ受クルコトヲ要ス
第七十七条 会社ハ書面契約ニ因リテノミ之ヲ設立スルコトヲ得其契約書ハ總社員之ニ連署シ各自一通ヲ持支	第七十七条 会社ハ書面契約ニ因リテノミ之ヲ設立スルコトヲ得其契約書ハ總社員之ニ連署ス
右ノ規定ハ会社契約ノ変更ニ於テモ亦之ヲ遵守ス	右ノ規定ハ会社契約ノ変更ニ於テモ亦之ヲ遵守ス
第七十八条 会社ハ設立後十四日内二本店及ヒ支店ノ地二於テ其登記ヲ受ク可シ	(同上)

第七十九条 登記及ヒ公告ス 可キ事項左ノ如シ	第七十九条 登記及ヒ公告ス 可キ事項左ノ如シ
第一 合名会社ナルコト	第一 合名会社ナルコト
第二 会社ノ目的	第二 会社ノ目的
第三 会社ノ商号及ヒ営業所	第三 会社ノ社名及ヒ営業所
第四 各社員ノ氏名住所	第四 各社員ノ氏名住所
第五 設立ノ年月日	第五 設立ノ年月日
第六 存立時期ヲ定メタルトキハ其時期	第六 存立時期ヲ定メタルトキハ其時期
第七 業務担当社員ヲ特ニ定メタルトキハ其	第七 業務担当社員ヲ特ニ定メタルトキハ其
氏名	氏名
第八十条 前条ニ掲ケタル一 個又ハ數個ノ事項ニ変更ヲ 生シ又ハ合意ヲ以テ変更ヲ 為シタルトキハ七日内ニ其 登記ヲ受ク可シ	(同上)
第八十一条 会社ハ登記前二 開業スルコトヲ得ス之ニ違 フトキハ裁判所ノ命令ヲ以 テ其營業ヲ差止ム但其命令 ニ対シテ即時抗告ヲ為スコ トヲ得	第八十一条 会社ハ登記前二 事業ニ着手スルコトヲ得ス 之ニ違フトキハ裁判所ノ命 令ヲ以テ其事業ヲ差止ム但 其命令ニ対シテ即時抗告ヲ 為スコトヲ得
第八十二条 会社其登記ノ日	第八十二条 会社其登記ノ日
ヨリ一カ月内ニ開業セサル トキハ其登記及ヒ公告ハ無 効タリ	ヨリ六カ月内ニ事業ニ着手 セサルトキハ其登記及ヒ公 告ハ無効タリ
第二款 会社契約ノ変更	第二款 会社契約ノ変更
第八十三条 会社契約ハ総社 員ノ承諾アルニ非サレハ之 ヲ変更スルコトヲ得ス其承 諾ナキトキハ契約ノ從前ノ 規定ニ従フ	第八十三条 会社契約ハ総社 員又ハ第三者ニ對シテ其効用ヲ致サシムルコ トヲ得ス
第八十四条 会社契約ノ規定 ニシテ会社ノ施行セサリシ モノハ社員又ハ第二者ニ對 シテ其効用ヲ致サシムルコ トヲ得ス	(同上)
第八十五条 社員間ノ権利義 務ハ本法及ヒ会社契約ニ因 リテ定マルモノトス	(同上)
第八十六条 会社ノ目的ニ反 セサルモ之ニ異ナル義務及 ヒ事項ニ付テハ業務担当ノ 任アル總社員ノ承諾ヲ要ス	第三款 社員間ノ権利 義務
第八十七条 会社契約ノ規定	(同上)
ヨリ六カ月内ニ事業ニ着手 セサルトキハ其登記及ヒ公 告ハ無効タリ	ヨリ一カ月内ニ開業セサル トキハ其登記及ヒ公告ハ無 効タリ
第二款 会社契約ノ変更	第二款 会社契約ノ変更

明治三二年会社法制定の歴史的展開

ノ施行ニ関スル事項ハ業務 担当ノ任アル社員ノ多数ヲ 以テ之ヲ決ス	第八十八条 会社ノ業務ヲ行 ヒ及ヒ其利益ヲ保衛スルニ 付テハ各社員同等ノ権利ヲ 有シ義務ヲ負フ但会社契約 ニ別段ノ定アルトキハ此限 ニ在ラス	(同上)	第八十九条 社員ノ議決権ハ 其出資ノ額ニ応シテ等差ヲ 立ツルコトヲ得ス	(同上)	第八十九条 社員ノ議決権ハ 其出資ノ額ニ応シテ等差ヲ 立ツルコトヲ得ス	(同上)	第九十条 業務担当ノ任ナキ 社員ハ何時ニテモ業務ノ実 況ヲ監視シ会社ノ帳簿及び 書類ヲ検査シ且此事ニ関シ 意見ヲ述フルコトヲ得	(同上)	第九十二条 各社員ハ会社ニ 対シ正整ナル商人ノ自己ノ 事務ニ於テ為スト同シキ勉 励注意ヲ為ス責務アリ其責 務ニ背キ会社ニ損害ヲ生セ	(同上)
シメタルトキハ之ヲ賠償ス ルコトヲ要ス	第九十三条 社員ノ差入レタ ル金錢又ハ有価物ノ出資ハ 契約ニ定メタル評価額ヲ附 シテ会社ノ財産目録ニ記入 シ会社ノ所有ニ帰ス	(同上)	第九十四条 社員其負担シタ ル出資ヲ差入ルルコト能ハ サルトキハ除名セラレタル モノト看做ス但總社員ノ承 諾ヲ得テ他ノ出資ヲ差入ル ルトキハ此限ニ在ラス	第九十五条 社員其負担シタ ル出資ヲ差入レサルトキハ 会社ハ之ヲ除名スルト年百 分ノ七ノ利息ヲ払ハシムル トヲ採ミ尚ホ孰レノ場合ニ 於テモ損害賠償ヲ求ムルコ トヲ得	第九十五条 社員其負担シタ ル出資ヲ差入レサルトキハ 会社ハ之ヲ除名スルト会社 契約ニ定メタル利息ヲ払ハ シムルトヲ採ミ尚ホ孰レノ 場合ニ於テモ損害賠償ヲ求 ムルコトヲ得	(同上)	第九十六条 社員ハ契約上ノ 額外ニ出資ヲ増シ又ハ損失 ニ因リテ減シタル出資ヲ補 充スル義務ナシ	(同上)	第九十七条 社員ハ總社員ノ	(同上)
シメタルトキハ之ヲ賠償ス ルコトヲ要ス	第九十三条 社員ノ差入レタ ル金錢又ハ有価物ノ出資ハ 契約ニ定メタル評価額ヲ附 シテ会社ノ財産目録ニ記入 シ会社ノ所有ニ帰ス	(同上)	第九十四条 社員其負担シタ ル出資ヲ差入ルルコト能ハ サルトキハ除名セラレタル モノト看做ス但總社員ノ承 諾ヲ得テ他ノ出資ヲ差入ル ルトキハ此限ニ在ラス	第九十五条 社員其負担シタ ル出資ヲ差入レサルトキハ 会社ハ之ヲ除名スルト年百 分ノ七ノ利息ヲ払ハシムル トヲ採ミ尚ホ孰レノ場合ニ 於テモ損害賠償ヲ求ムルコ トヲ得	第九十五条 社員其負担シタ ル出資ヲ差入レサルトキハ 会社ハ之ヲ除名スルト会社 契約ニ定メタル利息ヲ払ハ シムルトヲ採ミ尚ホ孰レノ 場合ニ於テモ損害賠償ヲ求 ムルコトヲ得	(同上)	第九十六条 社員ハ契約上ノ 額外ニ出資ヲ増シ又ハ損失 ニ因リテ減シタル出資ヲ補 充スル義務ナシ	(同上)	第九十七条 社員ハ總社員ノ	(同上)
シメタルトキハ之ヲ賠償ス ルコトヲ要ス	第九十三条 社員ノ差入レタ ル金錢又ハ有価物ノ出資ハ 契約ニ定メタル評価額ヲ附 シテ会社ノ財産目録ニ記入 シ会社ノ所有ニ帰ス	(同上)	第九十四条 社員其負担シタ ル出資ヲ差入ルルコト能ハ サルトキハ除名セラレタル モノト看做ス但總社員ノ承 諾ヲ得テ他ノ出資ヲ差入ル ルトキハ此限ニ在ラス	第九十五条 社員其負担シタ ル出資ヲ差入レサルトキハ 会社ハ之ヲ除名スルト年百 分ノ七ノ利息ヲ払ハシムル トヲ採ミ尚ホ孰レノ場合ニ 於テモ損害賠償ヲ求ムルコ トヲ得	第九十五条 社員其負担シタ ル出資ヲ差入レサルトキハ 会社ハ之ヲ除名スルト会社 契約ニ定メタル利息ヲ払ハ シムルトヲ採ミ尚ホ孰レノ 場合ニ於テモ損害賠償ヲ求 ムルコトヲ得	(同上)	第九十六条 社員ハ契約上ノ 額外ニ出資ヲ増シ又ハ損失 ニ因リテ減シタル出資ヲ補 充スル義務ナシ	(同上)	第九十七条 社員ハ總社員ノ	(同上)

承諾ヲ得ルニ非サレハ其出資又ハ会社財産中ノ持分ヲ減スルコトヲ得ス

第九十八条 社員ハ総社員ノ承諾ヲ得ルニ非サレハ第三者ヲ入社セシメ又ハ第三者ヲシテ己レノ地位ニ代ハラシムルコトヲ得ス
社員ノ相続人又ハ承継人ハ契約ニ於テ反対ヲ明示サルトキハ其社員ノ地位ニ代ハルコトヲ得但総社員ノ承諾ヲ得ルニ非サレハ業務ヲ担当スル権利ナシ

第九十九条 社員ヨリ他人ニ為シタル持分ノ譲渡ハ会社及ヒ第三者ニ対シテ其効ナシ
第一百条 社員其持分ニ他人ヲ加入セシムルトキハ其関係ハ共算商業組合ノ規定ニ依リテ之ヲ定ム

第一百一条 社員力会社ニ消費貸ヲ為シ又ハ会社ノ為メニ立替金ヲ為シタルトキハ会

(同上)

第九十八条 社員ハ総社員ノ承諾ヲ得ルニ非サレハ第三者ヲ入社セシメ又ハ第三者ヲシテ己レノ地位ニ代ハラシムルコトヲ得ス
(二項削除)

第一百零一条 会社契約ニ於テ明示ノ合意ナキトキハ社員ハ業務施行ノ勤労ニ付キ其報酬ヲ求ムルコトヲ得斯然レトモ労力ヲ出資ト為シタル社員其負担シタル出資外ニ為シタル労力ニ付テハ相当ノ報酬ヲ求ムルコトヲ得

第一百零三条 社員力会社ノ為メニ受取りタル金錢ヲ相当ノ時日内ニ会社ニ引渡サヌ又ハ会社ノ金錢ヲ自己ノ用ニ供シタルトキハ会社ニ対シテ年百分ノ七十ノ利息ヲ払ヒ且如何ナル損害ヲ賠償スル義務アリ

第一百零四条 社員ハ総社員ノ承諾ヲ得ルニ非サレハ自己ノ計算ニテモ又第三者ノ計算ニテモ会社ノ商部類ニ属ス

(同上)

第一百零三条 社員力会社ノ為メニ受取りタル金錢ヲ相当ノ時日内ニ会社ニ引渡サヌ又ハ会社ノ金錢ヲ自己ノ用ニ供シタルトキハ会社ニ対シテ会社契約ニ定メタル利息ヲ払ヒ且如何ナル損害ヲ賠償スル義務アリ

明治三二年会社法制定の歴史的展開

ル取引ヲ為シ又ハ之ニ与カルコトヲ得ス之ニ背キタルトキハ会社ハ其抵ニ從ヒ其社員ヲ除名シ又ハ其取引ヲ会社ニ引受ケ専ホ其孰レノ場合ニ於テモ損害賠償ヲ求ムルコトヲ得	（同上）	（同上）	（同上）	（同上）
第百五条 各社員ノ会社ノ損益ヲ共分スル割合ハ契約ニ於テ他ノ準率ヲ定メサルトキハ其出資額ニ準ス 出資ニ為シタル労力ノ価額ヲ契約ニ於テ定メサルトキハ各般ノ事情ヲ斟酌シテ之ヲ定ム	（同上）	（同上）	（同上）	（同上）
第百六条 社員力業務担当ノ任ナクシテ業務担当ノ所為ヲ為シ又ハ会社ニ対シテ詐欺ヲ行ヒ又ハ其他会社ニ対シテ主要ノ責務ヲ甚シク欠キタルトキハ会社ハ之ヲ除名シ且損害賠償ヲ求ムルコトヲ得	（同上）	（同上）	（同上）	（同上）
第百七条 社員力会社契約ニ依リ又ハ本法ノ規定ニ依リ	（同上）	（同上）	（同上）	（同上）
テ会社ノ為ニ為シタル総行為及ヒ取引ハ各社員互ニ之ヲ承認スル義務アリ 第四款 第二者ニ対スル社員ノ権利義務	（同上）	（同上）	（同上）	（同上）
第三者ニ対スル社員ノ権利義務	（同上）	（同上）	（同上）	（同上）
第百八条 会社ハ業務担当ノ任アル社員ノ明示シテ会社ノ為メニ為シ又ハ事實会社ノ為メニ為シタル總テノ行為ニ因リテ直接ニ権利ヲ得義務ヲ負フ	（同上）	（同上）	（同上）	（同上）
第百九条 会社ノ権利ハ業務担当ノ任アル社員裁判上ト裁判外トヨ問ハス之ヲ主張シ又ハ有効ニ之ヲ処分スルコトヲ得	（同上）	（同上）	（同上）	（同上）
第百十条 第三者ニ対スル会社ノ義務ハ第三者ヨリ業務担当ノ任アル各社員ニ對シテ其履行ヲ求ムルコトヲ得	（同上）	（同上）	（同上）	（同上）
第百十一条 業務担当ノ任アル社員ノ代理権ニ加ヘタル制限ハ第三者ニ対シテ其効ナシ	（同上）	（同上）	（同上）	（同上）

第一百十二条 会社ノ義務ニ付 テハ先ツ会社財産之ヲ負担 シ次ニ各社員其全財産ヲ以 テ不分ニテ之ヲ負担ス	第一百十二条 会社ノ義務ニ付 テハ先ツ会社財産之ヲ負担 シ次ニ各社員其全財産ヲ以 テ連帶ニテ之ヲ負担ス
第一百十三条 社員ニ非スシテ 商号ニ其氏ヲ表スルコトヲ 承認シ若クハ之ヲ表スルニ 任セ又ハ会社ノ業務ノ施行 ニ与カリ又ハ事実社員タル ノ権利義務ヲ有スル者ハ社 員ト同シク連帶無限ノ責任 ヲ負フ	第一百十三条 社員ニ非スシテ 社名ニ其氏ヲ表スルコトヲ 承認シ又ハ会社ノ業務ノ施 行ニ与カリ又ハ事実社員タル ノ権利義務ヲ有スル者ハ社 員ト同シク連帶無限ノ責任 ヲ負フ
(同上)	(同上)
(同上)	(同上)

付キ第三者ノ為メ権利ノ設 定セラレタルトキハ此限ニ 在ラス	第一百七条 社員ノ債権者ハ 社員自ラ要求シ得ヘキ利息 又ハ配当金ノミヲ会社ニ対 シテ要求スルコトヲ得 然レトモ社員ノ持分ハ社員 ノ退社又ハ会社解散ノ場合 ニ非サレハ之ヲ要求スルコ トヲ得ス
第一百八条 会社ニ対スル債 務ト社員ニ対スル債権ト又 会社ニ対スル債権ト社員ニ 対スル債務トノ相殺ハ会社 財産ノ分割前ニ在テハ之ヲ 為スコトヲ得ス	第一百八条 会社ニ対スル債 務ト社員ニ対スル債権ト又 会社ニ対スル債権ト社員ニ 対スル債務トノ相殺ハ会社 財産ノ分割前ニ在テハ之ヲ 為スコトヲ得ス
(同上)	(同上)
(同上)	(同上)

明治三二年会社法制定の歴史的展開

<p>第五款 社員ノ退社</p> <p>第一百二十条 社員ハ会社契約 カ有期ナルトキハ總社員ノ 承諾ヲ要シ無期又ハ終身ナ ルトキハ其承諾ヲ要セシ テ任意ニ退社スルコトヲ得 其退社ハ六ヶ月前ニ予告ヲ 為シタル上事業年度ノ末ニ 限ル但急速ニ退社ス可キ重 要ノ事由アルトキハ此限ニ 在ラス</p> <p>第一百二十一条 右ノ外社員ハ 左ノ諸件ニ因リテ退社ス</p> <p>第一 除名</p> <p>第二 死亡但亡社員ノ地 位二代ハル可キ相続</p> <p>第三 破産</p> <p>第四 能力ノ喪失但特約 ナルトキニ限ル</p> <p>(同 上)</p>	<p>第五款 社員ノ退社</p> <p>（同 上）</p> <p>第一百二十一条 右ノ外社員ハ 左ノ諸件ニ因リテ退社ス</p> <p>第一 除名</p> <p>第二 死亡但会社契約又 ハ給社員ノ承諾ニヨ リ相続人其他ノ承継 人死亡者ノ地位二代 ハル可キトキハ此限 ニ在ラス</p> <p>第三 破産又ハ家賃分散 特約アルニ非サレハ之ニ対 スル報償ヲ為ス義務ナシ</p> <p>第四 能力ノ喪失但特約 ナルトキニ限ル</p> <p>(同 上)</p>	<p>五百二十三条 会社ハ退社員 ノ為メ特ニ作リタル貸借対 照表ニ依リ退社ノ時ノ割合 ヲ以テ其持分ヲ退社員又ハ 其相続人若クハ承継人ニ払 渡スコトヲ要ス 退社前ノ取引ニシテ未タ結 了セサルモノハ其結了ノ後 之ヲ計算スルコトヲ得 ノ価値ハ特約アルニ非サレ ハ其出資ノ何種類タルヲ問 ハス金銭ノミニテ之ヲ払渡 ス</p> <p>五百二十四条 退社員ノ持分 共ニ終止スル出資ニ付テハ 特約アルニ非サレハ之ニ対 スル報償ヲ為ス義務ナシ</p> <p>五百十五条 退社員ハ退社 前ニ係ル会社ノ義務ニ付テ ハ退社後二カ年間仍ホ全財 産ヲ以テ其責任ヲ負フ</p> <p>第九十八条 三者ヲシテ已レノ地位ニ代 毎二会社ハ七日内ニ其理由</p> <p>(同 上)</p>
---	---	---

<p>五百二十三条 会社ハ退社員 ノ為メ特ニ作リタル貸借対 照表ニ依リ退社ノ時ノ割合 ヲ以テ其持分ヲ退社員又ハ 其相続人若クハ承継人ニ払 渡スコトヲ要ス 退社前ノ取引ニシテ未タ結 了セサルモノハ其結了ノ後 之ヲ計算スルコトヲ得 ノ価値ハ特約アルニ非サレ ハ其出資ノ何種類タルヲ問 ハス金銭ノミニテ之ヲ払渡 ス</p>	<p>五百二十四条 退社員ノ持分 共ニ終止スル出資ニ付テハ 特約アルニ非サレハ之ニ対 スル報償ヲ為ス義務ナシ</p>	<p>五百十五条 退社員ハ退社 前ニ係ル会社ノ義務ニ付テ ハ退社後二カ年間仍ホ全財 産ヲ以テ其責任ヲ負フ</p>
---	---	---

<p>(同 上)</p>	<p>(同 上)</p>
---------------------	---------------------

ハラシメタル者ニ付テモ亦 前項ヲ適用ス	第六款 会社ノ解散	第一百二十六条 会社ハ左ノ諸 件ニ因リテ解散ス
第一 会社存立時期ノ満 了	第二 会社契約ニ定メタ ル解散事由ノ起発	第三 総社員ノ承諾
第四 会社ノ破産	第五 裁判所ノ命令	第六款 会社ノ解散
第一百二十七条 第六十七条ニ 掲ケタル場合ノ外会社其目 的ヲ達スルコト能ハス又ハ 会社ノ地位ヲ維持スルコト 能ハサルノ理由ヲ以テ一人 又ハ數人ノ社員ヨリ会社ノ 解散ヲ申立ツルトキハ裁判 所ノ命令ヲ以テ之ヲ解散セ シムルコトヲ得	（同上）	（同上）
会社ノ地位ヲ維持スルコト 能ハサル場合ニ於テ会社ノ 解散ニ換ヘテ或ル社員ヲ除 名ス可キコトヲ他ノ総社員		

（同上）
第六款 会社ノ解散

ヨリ相当ノ理由ヲ以テ申立 ツルトキハ裁判所ノ命令ヲ 以テ之ヲ除名スルコトヲ得 前二項ニ掲ケタル裁判所ノ 命令ニ対シテハ即時公告ヲ 為スコトヲ得	第一百二十八条 第百二十六条 ノ第一号第二号ニ記載シタ ル場合ニ於テハ総社員又ハ 社員ノ一分ニテ会社ヲ保続 スルコトヲ得但社員ノ一分 ニテ保続シタルトキハ其離 脱シタル社員ハ退社シタル モノト看做ス	第一百二十九条 会社解散スル トキハ破産ノ場合ヲ除ク外 総社員ノ多數決ヲ以清算人 一人又ハ數人ヲ任シ七日内 ニ解散ノ原由、年月日及ヒ 清算人ノ氏名、住所ノ登記 ヲ受ク可シ
第一百三十条 清算人ハ会社ノ 現務ヲ結了シ会社ノ義務ヲ 履行シ未収ノ債権ヲ行用シ 現存ノ財産ヲ売却ス又清算	（同上）	（同上）

明治三二年会社法制定の歴史的展開

人ハ清算ノ目的ヲ超エテ當業ヲ保続シ又ハ新ニ取引ヲ為スコトヲ得ス又清算人ハ裁判上会社ヲ代理シ且会社ノ為メ和解契約及ヒ仲裁契約ヲ為スコトヲ得	第百三十五条 会社ノ義務ニ對スル社員ノ無限責任ハ其義務ニ付キ五カ年未満ノ時効ノ定ナキトキハ限り解散後五カ年ノ満了ニ因リテ時効ニ罹ル但債権者カ未タ分配セラレサル会社財産ニ對シテ請求ヲ為ストキハ此限ニ在ラス
(同上)	(同上)
第百三十二条 清算人ハ委任事務ヲ履行シタル後社員ニ計算ヲ報告シ第百五条及ヒ第百二十四条ノ規定ニ準シ会社財産ヲ社員ニ分配ス又清算中ト雖モ自由ト為リタル財産ハ之ヲ社員ニ分配スコトヲ得	第百三十六条 社員ノ一人又ハ數人ニ対シテ契約上別段ノ定ナキトキハ社員ノ責任カ金錢又ハ有価物ヲ以テスル出資ノミニ限ルモノヲ合資会社ト為ス
(同上)	(同上)

財産ニ限ル 第百三十四条 解散シタル会社ノ商業帳簿及ヒ其他ノ書類ハ社員第三十四条ノ規定ニ従ヒ之ヲ処分ス	第二節 合資会社 第百三十六条 社員ノ一人又ハ數人ニ対シテ契約上別段ノ定ナキトキハ社員ノ責任カ金錢又ハ有価物ヲ以テスル出資ノミニ限ルモノヲ合資会社ト為ス
(同上)	(同上)
第百三十三条 社員ニ分配ス可キ物ハ会社ノ総テノ義務ヲ済了スルニ要セサル会社	第百三十七条 合資会社ハ本節ニ定メタル規定ノ外總テ制限セス
(同上)	(二項削除)

合名会社ノ規定ニ従フ	無限ノ責任ヲ負フ
第百三十八条 合資会社ノ登記及ヒ公告ニハ第七十九条ノ第二号乃至第六号ニ列記シタルモノ外尙ホ左ノ事項ヲ掲クルコトヲ要ス	第百三十八条 合資会社ノ登記及ヒ公告ニハ第七十九条ノ第二号乃至第六号ニ列記シタルモノ外尙ホ左ノ事項ヲ掲クルコトヲ要ス
第一 合資会社ナルコト	第一 合資会社ナルコト
第二 会社資本ノ総額	第二 会社資本ノ総額
第三 各社員ノ出資額	第三 各社員ノ出資額
第四 無限責任社員アルトキハ其氏名	第四 無限責任社員アルトキハ其氏名
第五 業務担当社員又ハ取締役アルトキハ其氏名及ヒ其責任ノ有無又ハ無限ナルコト	第五 業務担当社員ノ氏名
第六百三十九条 商号ニハ社員ノ氏ヲ用ユルコトヲ得ス但無限責任社員ノ氏ハ此限ニ在ラス	第六百三十九条 社名ニハ社員ノ氏ヲ用ユルコトヲ得ス但無限責任社員ノ氏ハ此限ニ在ラス
又商号ニハ何レノ場合ニテモ合資会社ナル文字ヲ附ス可シ	又社名ニハ何レノ場合ニテモ合資会社ナル文字ヲ附ス可シ
若シ社員ニ社員ノ氏ヲ用イタルトキハ其社員ハ此力為メ当然会社ノ義務ニ対シテ	若シ社員ニ社員ノ氏ヲ用イタルトキハ其社員ハ此力為メ当然会社ノ義務ニ対シテ

無限ノ責任ヲ負フ	無限ノ責任ヲ負フ
第百四十条 無限責任ノ社員、取締役ヲ除ク外社員ハ自己ノ計算又ハ第三者ノ計算ニテ会社ノ商部類ニ属スル取引ヲ為シ又ハ之ニ与カルコトヲ得	第百四十条 無限責任ノ社員、業務担当社員ヲ除ク外社員ハ自己ノ計算又ハ第三者ノ計算ニテ会社ノ商部類ニ属スル取引ヲ為シ又ハ之ニ与カルコトヲ得
第百四十二条 業務担当社員ノ選任及び解任ハ總社員四分三以上ノ多數決ニ依ル	第百四十二条 業務担当社員ノ選任及び解任ハ總社員四分三以上ノ多數決ニ依ル
第百四十二条 業務担当社員ハ会社ヲ代理スル権利義務ヲ有ス	第百四十二条 業務担当社員ハ会社ヲ代理スル権利義務ヲ有ス
第百四十二条 業務担当社員ハ会社契約ニ依リ一定ノ無限責任社員ノミヲ以テ之二人ノ取締役ヲ任シ又設立後七人ヲ超ユルトキハ会社ノ決議ヲ以テ之ヲ任ス但其決議ノ効力ハ給社員四分三以上ノ多數決ニ依リテ生ス取締役ハ何時ニテモ会社ノ決議ニ依リテ解任セラルルコト有ル可シ其決議ノ効力ハ亦總社員四分三以上ノ多數決ニ依リテ生ス	第百四十二条 業務担当社員ハ会社契約ニ依リ一定ノ無限責任社員ノミヲ以テ之二人ノ取締役ヲ任シ又設立後七人ヲ超ユルトキハ会社ノ決議ヲ以テ之ヲ任ス但其決議ノ効力ハ給社員四分三以上ノ多數決ニ依リテ生ス取締役ハ何時ニテモ会社ノ決議ニ依リテ解任セラルルコト有ル可シ其決議ノ効力ハ亦總社員四分三以上ノ多數決ニ依リテ生ス
第百四十三条 業務担当ノ任	第百四十三条 業務担当ノ任

明治三二年会社法制定の歴史的展開

<p>アル社員又ハ取締役ハ裁判上ト裁判外トヲ問ハス總テ 会社ノ事務ニ付キ会社ヲ代理スル専權ヲ有ス然レトモ 会社契約又ハ会社ノ決議ニ依リテ羈束セラル 數人ノ業務担当社員又ハ取締役アル場合ニ於テ各別ニ 業務ヲ取扱フコトヲ得ルモノタリヤ又ハ其總社員若ク ノタリヤ又ハ其總社員若クハ數人共同ニ非サレハ之ヲ 取扱フコトヲ得サルモノタリヤ又ハ会社契約又ハ会社 ノ業務担当ノ任決議ヲ以テ之ヲ定ム</p>	<p>ハ裁判上ト裁判外トヲ問ハス總テ会社ノ事務ニ付キ会 社ヲ代理スル専權ヲ有ス然レトモ会社契約又ハ会社ノ 決議ニ依リテ羈束セラル數人ノ業務担当社員アル場 合ニ於テ各別ニ業務ヲ取扱フコトヲ得ルモノタリヤ又 ハ其總社員若クハ數人共同ニ非サレハ之ヲ取扱フコト ヲ得サルモノタリヤ又ハ会社契約又ハ会社ノ業務担当 ノ任決議ヲ以テ之ヲ定ム</p>
<p>第百四十四条 業務担当ノ任 アル社員又ハ取締役ノ代理 権ニ加ヘタル制限ハ善意ヲ 以テ之ト取引ヲ為シタル第 三者ニ対シテ其効ナシ 第百四十五条 有限責任社員 ハ業務担当ノ任アル社員又 ハ取締役ノ認可ヲ得テ其持 分ヲ他人ニ譲渡スコトヲ得 此場合ニ於テハ取得者ハ譲 渡人ノ権利義務ヲ襲承ス</p>	<p>第百四十四条 業務担当社員 ノ代理権ニ加ヘタル制限ハ 善意ヲ以テ之ト取引ヲ為シ タル第三者ニ対シテ其効ナ シ 第百四十五条 有限責任社員 ハ業務担当社員ノ認可ヲ得 テ其持分ヲ他人ニ譲渡スコ トヲ得此場合ニ於テハ取得 者ハ譲渡人ノ権利義務ヲ襲 承ス</p>
<p>第百四十六条 会社契約ニ於 テ又ハ百第四十二条ニ定メ タル会社ノ決議ニ依リテ業 務担当ニ任アル社員又ハ取 締役ノ總員數人若クハ一 人カ其業務施行中ニ生シタ ル会社ノ義務ニ付キ無限ノ 責任ヲ負フ可キ旨ヲ予メ定 ムルコトヲ得 消滅ス</p>	<p>第百四十七条 前条ニ掲ケタ ル無限ノ責任ハ業務担当ノ 任アル社員又ハ取締役ノ退 任後一カ年ノ満了ニ因リテ 消滅ス</p>
<p>第百四十八条 業務担当ノ任 アル社員又ハ取締役ハ毎年 少ナクトモ一回通常總会ヲ 招集シ其他業務担当ノ任アル 社員又ハ取締役ニ於テ必 要ト認ムルトキ又ハ總社員 ハ毎年少ナクトモ一回通常 總会ヲ招集シ其他業務担当 社員ニ於テ必要ト認ムルト キ又ハ總社員四分一以上ノ 申立アルトキハ臨時總会ヲ 招集ス可シ (同 上)</p>	<p>第百四十八条 業務担当社員 ハ每年少ナクトモ一回通常 總会ヲ招集シ其他業務担当 社員ニ於テ必要ト認ムルト キ又ハ總社員四分一以上ノ 申立アルトキハ臨時總会ヲ 招集ス可シ 七日前ニ各社員ニ會議ノ目</p>

的ヲ通知シ及ヒ提出ス可キ
書類ヲ送付スルコトヲ要ス
第一百五十条 事業年度ノ終リ
タル後直チニ通常総会ヲ開
キ其年度ノ貸借対照表及ヒ
事業並ニ其成果ノ報告書ヲ
社員ニ提出シテ検査及ヒ認
定ヲ受ク其認定ハ出席社員
ノ多數決ニ依ル

第一百五十二条 臨時総会ニ於
テ議ス可キ事項ハ総社員ノ
過半数ヲ以テ之ヲ決ス
然レトモ合名会社ニ在テ總
社員ノ承諾ヲ要ス可キ事項
ハ總社員四分三以上ノ多數
ヲ以テ之ヲ決ス此場合ニ於
テハ不同意ノ社員ハ直チニ
退社スル権利アリ

第一百五十三条 利息又ハ配当
金ハ会社資本額カ損失ニ因
リテ減シタル間ハ之ヲ社員
ニ払渡スコトヲ得ス

第一百五十四条 第二節 株式会社
第一款 総則 会社ノ資本ヲ
株式ニ分チ其義務ニ對シテ
会社財産ノミ責任ヲ負フモ
ノヲ株式会社ト為ス

第一百五十五条 第三節 株式会社
第一款 総則 株式会社ハ其
目的カ商業ヲ営ムニ在ラサ
ルモノ亦之ヲ商事会社ト看
做ス

第一百五十六条 第百五十五条 株式会社ハ其
目的カ商業ヲ営ムニ在ラサ
ルモノ商事会社總則、本節及
ヒ次節ノ規定ニ從フ

第一百五十七条 第二款 会社ノ発起及
ヒ設立 第二款 会社ノ発起及
ヒ設立

第一百五十八条 第百五十五条 株式会社ハ其
目的カ商業ヲ営ムニ在ラサ
ルモノ亦之ヲ商事会社ト看
做ス

第一百五十九条 第二款 会社ノ発起及
ヒ設立 第二款 会社ノ発起及
ヒ設立

第一百六十条 第百五十五条 株式会社ハ其
目的カ商業ヲ営ムニ在ラサ
ルモノ商事会社總則、本節及
ヒ次節ノ規定ニ從フ

第一百六十二条 第二款 会社ノ発起及
ヒ設立 第二款 会社ノ発起及
ヒ設立

第一百六十三条 第百五十五条 株式会社ハ其
目的カ商業ヲ営ムニ在ラサ
ルモノ商事会社總則、本節及
ヒ次節ノ規定ニ從フ

明治三二年会社法制定の歴史的展開

（同上）	第一百五十七条 株式会社ハ四人以上ニ非サレハ之ヲ發起スルコトヲ得ス
（同上）	發起人ハ目論見書及ヒ仮定款ヲ作り各自之ニ署名捺印ス
（同上）	定款ハ本法ノ規定ニ抵触スルコトヲ得ス
（同上）	第一百五十八条 目論見書ニ記載ス可キ事項左ノ如シ
（同上）	第一 株式会社ナルコト
（同上）	第二 会社ノ目的
（同上）	第三 会社ノ商号及ヒ營業所
（同上）	第四 資本ノ総額、株式額
（同上）	第五 資本使用ノ概算
（同上）	第六 発起人ノ氏名、住所及ヒ發起人各自ノ所及ヒ發起人各自ノ引受クル株數
（同上）	第七 存立時期ヲ定メタルトキハ其時期
（同上）	第一百五十九条 発起人ハ会社ヲ設立ス可キ地ノ地方長官

（同上）	第一百五十八条 目論見書ニ記載ス可キ事項左ノ如シ
（同上）	第一 株式会社ナルコト
（同上）	第二 会社ノ目的
（同上）	第三 会社ノ社名及ヒ營業所
（同上）	第四 資本ノ総額、株式額
（同上）	第五 資本使用ノ概算
（同上）	第六 発起人ノ氏名、住所及ヒ發起人各自ノ所及ヒ發起人各自ノ引受クル株數
（同上）	第七 存立時期ヲ定メタルトキハ其時期

（同上）	（同上）	ヲ経由シテ目論見書及ヒ仮定款ヲ主務省ニ差出シ發起ノ認可ヲ請フコトヲ要ス
（同上）	（同上）	第一百六十条 発起人ハ前条ノ認可ヲ得タルトキハ目論見書ヲ公告シテ株主ヲ募集スルコトヲ得其公告中ニハ法律ニ規定シタル發起ノ認可ヲ得タル旨及ヒ其認可ノ年月日ト各株式申込人ニ仮定款ヲ展閱セシムル旨トヲ附記ス
（同上）	（同上）	第一百六十二条 株式ノ申込ヲ為スニハ申込人其引受クル株數ヲ株式申込簿ニ記入シテ之ニ書名捺印ス又其申込ハ書名捺印シタル陳述書ノ送付ヲ以テ之ヲ為スコトヲ得代人ヲ以テ申込ムトキハ委任者ノ氏名ニ代人其氏名ヲ附記シテ之ニ捺印ス
（同上）	（同上）	第一百六十二条 株式ノ申込ニ因リテ申込人ハ会社設立スルニ至レハ定款ニ從ヒ格株

（同上）	（同上）
------	------

式ニ付テノ払込ヲ為ス可キ

義務ヲ負フ

第百六十三条 総株式ノ申込

アリタル後ハ発起人ハ創業

総会ヲ開ク可シ其総会ニ於

テハ少ナクトモ総申込人ノ

半数ニシテ総株金ノ半額以

上ニ当ル申込人ノ承認ヲ經

テ定款ヲ確定ス

第百六十四条 創業総会ニ於

テハ創業ノ為メ発起人ノ為

シタル契約及ヒ出費ノ認否

ヲ議定シ又有価物ノ出資ヲ

差入レテ株式ヲ受ク可キ者

アルトキハ其価格ヲ議定ス

前項ノ議定ハ少ナクトモ総

申込人ノ半数ニシテ総株金

ノ半額以上ニ当ル申込人出

席シ其議決権ノ過半数ニ依

リテ之ヲ為ス

第一百六十五条 其他創業総会

ニ於テハ取締役及ヒ監査役

ヲ選定ス

第一百六十六条 創業総会ノ終

リシ後発起人ハ地方長官ヲ

(同上)

(同上)

(同上)

(同上)

経由シテ主務省ニ会社設立

ノ免許ヲ請フ其申請書ニハ

左ノ書類ヲ添フ可シ

第一 目論見書及ヒ定款

第二 株式申込簿

第三 発起ノ認可証

第四 会社設立ノ免

許ヲ得タルトキハ発起人其

事務ヲ取締役ニ引渡ス可シ

取締役ハ速ニ株主ヲシテ各

株式ニ付キ少ナクトモ四分

一人ノ金額ヲ会社ニ払込マシ

ム

第一百六十八条 会社ハ前条二

掲ケタル金額払込ノ後十四

日内二日目論見書、定款、株

式申込簿及ヒ設立免許書ヲ

添ヘテ登記ヲ受ク可シ

登記及ヒ公告ス可キ事項ハ

左ノ如シ

第一 株式会社ナルコト

第二 会社ノ目的

第三 会社ノ商号及ヒ営

業所

左ノ如シ

第一 株式会社ナルコト

第二 会社ノ目的

第三 会社ノ社名及ヒ営

業所

業所

第四 資本ノ総額、株式

第四 資本ノ総額、株式

明治三二年会社法制定の歴史的展開

ノ総數及ヒ一株ノ金額	ノ総數及ヒ一株ノ金額
第五 各株式ニ付キ払込 ミタル金額	第五 各株式ニ付キ払込 ミタル金額
第六 取締役ノ氏名、住所	第六 取締役ノ氏名、住所
第七 存立時期ヲ定メタ ルトキハ其時期	第七 存立時期ヲ定メタ ルトキハ其時期
第八 設立免許ノ年月日	第八 設立免許ノ年月日
第九 開業ノ年月日	第九 開業ノ年月日
裁判所ハ会社ヨリ差出シタ ル書類ヲ登記簿ニ添ヘテ保 存ス	裁判所ハ会社ヨリ差出シタ ル書類ヲ登記簿ニ添ヘテ保 存ス
(同上)	(同上)
（同上）	（同上）
人、取締役及ヒ株主ニ於テ 連帶無限ノ責任ヲ負フ	人、取締役及ヒ株主ニ於テ 連帶無限ノ責任ヲ負フ
第三款 会社ノ商号及 ヒ株主名簿	第三款 会社ノ社名及 ヒ株主名簿
第一百七十二条 創業総会ノ承 認ヲ経サル義務及ヒ出費ニ 付テハ発起人ニ於テ仍未連 帶無限ノ責任ヲ負フ	第一百七十二条 創業総会ノ承 認ヲ経サル義務及ヒ出費ニ 付テハ発起人ニ於テ仍未連 帶無限ノ責任ヲ負フ
第一百七十三条 商号ニハ株主 ノ氏ヲ用ユルコトヲ得ス又 商号ニハ株式会社ナル文字 ヲ附ス可シ	第一百七十三条 社名ニハ株主 ノ氏ヲ用ユルコトヲ得ス又 社名ニハ株式会社ナル文字 ヲ附ス可シ
第一百七十四条 会社ハ株主名 簿ヲ備ヘ之ニ左ノ事項ヲ記 載ス	第一百七十四条 会社ハ株主名 簿ヲ備ヘ之ニ左ノ事項ヲ記 載ス
第一 各株主ノ氏名、住 所	第一 各株主ノ氏名、住 所
第二 各株主所有ノ株式 ノ數及ヒ株券ノ番号	第二 各株主所有ノ株式 ノ數及ヒ株券ノ番号
第三 各株主ニ付キ払込 ミタル金額	第三 各株主ニ付キ払込 ミタル金額
第四 各株主ノ取得及ヒ 譲渡ノ年月日	第四 各株主ノ取得及ヒ 譲渡ノ年月日
第一百七十五条 株式 各株主ノ金額	第一百七十五条 株式 各株主ノ金額

明治三二年会社法制定の歴史的展開

ノ後再選スルハ妨ナシ 取締役ハ同役中ヨリ主トシ テ業務ヲ取扱フ可キ専務取 締役ヲ置クコトヲ得然レトモ モ其責任ハ他ノ取締役ト同 一ナリ	（同上）	ノ後再選スルハ妨ナシ 義務ニ付キ取締役力連帶無 限ノ責任ヲ負フ可キ旨ヲ予 メ定ムルコトヲ得其責任ハ 退任後二カ年ノ満了ニ因リ テ消滅ス
第百八十六条 取締役ノ代理 権及ヒ其權ノ制限ニ付テハ 第百四十三条及ヒ第百四十 四条ノ規定ヲ適用ス	（同上）	第百八十七条 取締役ニ選マ ル為メ株主ノ所有ス可キ 株数ハ会社定款ニ於テ之ヲ 定ム取締役ノ在任中ハ其株 券ニ融通ヲ禁スル印ヲ捺シ 之ヲ会社ニ預リ置ク可シ
第百八十七条 取締役ニ選マ ル為メ株主ノ所有ス可キ 株数ハ会社定款ニ於テ之ヲ 定ム取締役ノ在任中ノ融通 ヲ禁スル為メ封印シテ之ヲ 会社ニ預リ置ク可シ	（同上）	第百八十八条 取締役ハ其職 分上ノ責務ヲ尽スコト及ヒ 定款並ニ会社ノ決議ヲ遵守 スルコトニ付キ会社ニ對シ テ自己ニ其責任ヲ負フ
第百八十九条 取締役ハ会社 ノ義務ニ付キ各株主ニ異ナ ラサル責任ヲ負フ然レトモ 定款又ハ総会ノ決議ヲ以テ	（同上）	第百八十九条 取締役ハ会社 ノ義務ニ付キ各株主ニ異ナ ラサル責任ヲ負フ然レトモ 定款又ハ総会ノ決議ヲ以テ
第百九十二条 監査役ノ職分 ハ左ノ如シ 第一 取締役ノ業務施行 カ法律、命令、定款 及ヒ総会ノ決議ニ適 合スルヤ否ヤヲ監視 シ且總テ其業務施行 スルコト	（同上）	第百九十二条 監査役ノ職分 ハ左ノ如シ 第一 取締役ノ業務施行 カ法律、命令、定款 及ヒ総会ノ決議ニ適 合スルヤ否ヤヲ監視 シ且總テ其業務施行 スルコト
上ノ過誤及ヒ不整ヲ 検出スルコト 第一 計算書、財産目録、 貸借対照表、事業報 告書、利息又ハ配当 金ノ分配案ヲ検査シ 此事ニ関シ株主総会	（同上）	上ノ過誤及ヒ不整ヲ 検出スルコト 第一 計算書、財産目録、 貸借対照表、事業報 告書、利息又ハ配当 金ノ分配案ヲ検査シ 此事ニ関シ株主総会

金ノ分配案ヲ検査シ 此事ニ関シ株主総会 ニ報告ヲ為スコト ニ第三 会社ノ為メニ必要 又ハ有益ト認ムルト キハ総会ヲ招集スル コト	二報告ヲ為スコト 又ハ有益ト認ムルト キハ総会ヲ招集スル コト
第百九十三条 監査役ハ何時 ニテモ会社ノ業務ノ状況ヲ 尋問シ会社ノ帳簿及ヒ其他 ノ書類ヲ展閲シ会社ノ金箱 及ヒ其全財産ノ現況ヲ検査 スル権利アリ	（同上）
第百九十四条 監査役中二於 テ意見ノ分レタルトキハ其 意見ヲ總会ニ提出ス	（同上）
第百九十五条 監査役ハ第百 九十二条二掲ケタル責務ヲ 欠キタルニ因リテ会社又ハ 其債権者ニ加ヘタル損害ニ 付キ責任ヲ負フ	（同上）
第百九十六条 取締役又ハ監 査役又ハ其他ノ報酬 ヲ受ク可キトキハ定款又ハ 総会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム	（同上）

第百九十七条 取締役又ハ監 査役ハ何時ニテモ總会ノ決 議ヲ以テ之ヲ解任スルコト ヲ得其解任セラレタル者ハ 会社ニ対シテ解任後ノ給料 若クハ其他ノ報酬又ハ償金 ヲ請求スルコトヲ得ス	（同上）
第六款 株主総会	第六款 株主総会
第一百八十八条 総会ハ取締 役、監査役又ハ其他本法ニ 依リテ招集ノ権ヲ有スル者 之ヲ招集ス	（同上）
第一百八十九条 総会ノ招集ハ 会日ヨリ少ナクトモ十四日 前ニ其會議ノ目的及ヒ 事項ヲ示シ且定款ニ定メタ 法ニ従ヒテ之ヲ為ス 此規定ハ創業總会ノ招集ニ モ亦之ヲ適用ス	（同上）
第二百条 通常總会ハ毎年少 ナクトモ一回定款ニ定メタ ル時ニ於テ之ヲ開キ其總会 ニ於テハ前事業年度ノ計算 書、財産目録、貸借対照表、 事業報告書、利息又ハ配当	（同上）

明治三二年会社法制定の歴史的展開

金ノ分配案ヲ株主ニ示シテ 其決議ヲ為ス 取締役ノ提出スル書類ニ付 テノ監査役ノ報告書ハ其書 類ト共ニ之ヲ提出ス	第二百一条 臨時総会ハ臨時 ノ事項ヲ議スル為メ何時ニ テモ之ヲ招集スルコトヲ得 又給株金ノ少ナクトモ五分 一二当ル株主ヨリ會議ノ目 的ヲ示シテ申立ツルトキハ 亦臨時総会ヲ招集セサルコ トヲ得ス	(同上)
(同上)	(同上)	(同上)

第七款 定款ノ変更 第一百五十二条ノ規定ハ株式 会社ニモ亦之ヲ適用ス	第二百四条 株主ノ議決権ハ 一株毎ニ一個タルヲ通例ト ス然レトモ十一株以上ヲ有 スル株主ノ議決権ハ定款ヲ 以テ其制限ヲ立ツルコトヲ 得	(同上)
第七款 定款ノ変更 第一百五条 会社ハ定款ニ定 アルトキ又ハ総会ノ決議ニ 依リテ定款ヲ変更スルコト ヲ得然レトモ法律ノ規定又 ハ政府ヨリ免許ニ附シタル 条件ニ違背スルコトヲ得ス	第二百五条 会社ハ定款ニ定 アルトキ又ハ総会ノ決議ニ 依リテ定款ヲ変更スルコト ヲ得然レトモ法律ノ規定又 ハ政府ヨリ免許ニ附シタル 条件ニ違背スルコトヲ得ス	(同上)
第七款 定款ノ変更 第一百六条 会社資本ノ増加 ハ株券ノ金額ヲ増シハ新 株券若クハ債券ヲ発行シテ 之ヲ為シ又其減少ハ株券ノ 金額又ハ株数ヲ減シテ之ヲ 為スコトヲ得但資本ハ其全 額ノ四分一未満ニ減スルコ トヲ得ス此債券ハ記名ノモ ニシテ其金額ニ付テハ第 百七十五条ノ規定ヲ適用ス	第二百六条 会社資本ノ増加 ハ株券ノ金額ヲ増シハ新 株券若クハ債券ヲ発行シテ 之ヲ為シ又其減少ハ株券ノ 金額又ハ株数ヲ減シテ之ヲ 為スコトヲ得但資本ハ其全 額ノ四分一未満ニ減スルコ トヲ得ス此債券ハ記名ノモ ニシテ其金額ニ付テハ第 百七十五条ノ規定ヲ適用ス	(同上)

第一百七条 会社資本ヲ減セントスルトキハ会社ハ其減少ノ旨ヲ總テノ債権者ニ通知シ且異議アル者ハ三十日以内ニ申出ツ可キ旨ヲ催告スルコトヲ要ス

第二百八条 前条ニ掲ケタル期間ニ異議ノ申出アラサルトキハ異議ナキモノト看做ス

異議ノ申出アリタルトキハ会社ハ其債務ヲ弁償シ又ハ之ニ担保ヲ供シテ異議ヲ取除キタル後ニ非サレハ資本ヲ減スルコトヲ得ス

第二百九条 資本ノ減少シタル部分ノ払戻ヲ受ケタル株主ハ過誤ナキ不知ノ為メ其減少ニ付キ異議ヲ申出テサル債権者ニ對シテ登記ノ日ヨリ二カ年間其受ケタル払戻ノ額ニ至ルマテ自己ニ責任ヲ負フ

第二百十条 会社ノ定款中既

(同上)

(同上)

十五条ノ規定ヲ適用ス

二登記ヲ受ケタル事項ヲ変更シタルトキハ直チニ其変更ノ登記ヲ受ク可シ登記前ニ在テハ其変更ノ効ヲ生セス

當業所ヲ移転スルトキハ旧所在地ニ於テ移転ノ登記ヲ受ケ新所在地ニ於テハ新ニ設立スル会社ニ付キ要スル諸件ノ登記ヲ受ク可シ又同一ノ地域内ニ於テ移転スルトキハ移転ノミノ登記ヲ受ク可シ

第二百十一条 会社定款ノ変更ノ登記ヲ受ケタルトキハ地方長官ヲ經由シテ主務省ニ其変更ヲ届出ツルコトヲ要ス

(同上)

(同上)

第八款 株金ノ払込

第二百十二条 株金払込ノ期節及ヒ方法ハ定款ニ於テ之ヲ定ム其払込ヲ催告スルニハ払込ノ日ヨリ少ナクトモ十四日前ニ各株主ニ通知スルコトヲ要ス其通知ニハ払

明治三二年会社法制定の歴史的展開

第二百三十三条 払込期節ヲ怠リタル株主ハ年百分ノ七ノ遅延利息及ヒ其遅延ノ為メニ生シタル費用ヲ支払フ義務アリ	第二百十三條 払込期節ヲ怠リタル株主ハ定款ニ定メル遅延利息及ヒ其遅延ノ為メニ生シタル費用ヲ支払フ義務アリ
第二百四十四条 払込ヲ怠リタル株主カ更ニ少ナクトモ四日ノ期間ニ於テ払込ム可キ催告ヲ会社ヨリ受ケ仍ホ払込ヲ為ササルトキハ会社ハ其株主ニ対シテ株券ノ所有権ヲ失ヒタリト宣言スルコトヲ得然ルトキハ其株券ハ会社ノ所有ト為ル	第二百四十四条 払込ヲ怠リタル株主カ更ニ少ナクトモ四日ノ期間ニ於テ払込ム可キ催告ヲ会社ヨリ受ケ仍ホ払込ヲ為ササルトキハ会社ハ其株主ニ通知シテ其株券ヲ公売スルコトヲ得
第二百五十五条 所有権ヲ失ヒタリト宣言セラレタル株券ノ從前ノ所有者ハ公ノ從前ノ所有権ハ会社ニ於テ其株券ヲ公売スルモ其代金既ニ催告ヲ受ケタル払込金額ニ満タサルトキハ其不足金及ヒ第二百十三条ニ記載シタル利息並ニ費用ノ支払二付キ仍ホ責任ヲ負フ但剩余アルトキハ会社之ヲ從前ノ所有者ニ還付	第二百五十五条 公売セラレタル株券ノ從前ノ所有者ハ公ノ從前ノ所有権ハ会社ニ於テ其株券ヲ公売スルモ其代金既ニ催告ヲ受ケタル払込ル払込金額ニ満タサルトキハ其不足金及ヒ第二百十三条ニ記載シタル利息並ニ費用ノ支払二付キ仍ホ責任ヲ負フ但剩余アルトキハ会社之ヲ從前ノ所有者ニ還付
第二百六十六条 会社ハ株金ノ全部又ハ一分ヲ株主ニ払戻スコトヲ得シ払戻シタルトキハ其金額ハ会社又ハ其債権者直接ニ之ヲ取戻サント求ムルコトヲ得	第二百六十六条 会社ハ自己ノ株券ヲ取得シ又ハ之ヲ質ニ取ルコトヲ得ス所有権ヲ失ヒタリト宣言セラレタル株券又ハ債務ノ弁償ノ為メ若クハ移属シタル株券ハ一ヶ月内ニ於テ公ニ之ヲ売り其代金ヲ会社ニ收ム

第九款 会社ノ義務 （同上）	第九款 会社ノ義務 （同上）
会社ハ其定款ヲ以テ別ニ違約金ヲ払フ可キコトヲ定ムルコトヲ得	会社ハ自己ノ株券ヲ取得シ又ハ之ヲ質ニ取ルコトヲ得ス但債務ノ弁償ノ為メ若クハ其他ノ事由ニ因リテ会社ニ交付セラレ若クハ移属シタル株券ハ一ヶ月内ニ於テ公ニ之ヲ売り其代金ヲ会社ニ收ム
余アルトキハ会社ハ之ヲ從前ノ所有者ニ還付ス	余アルトキハ会社ハ之ヲ從前ノ所有者ニ還付ス
（ス）	（ス）

計算書、財産目録、貸借対照表、事業報告書、利息又ハ配当金ノ分配案ヲ作り監査役ノ検査ヲ受ケ総会ノ認定ヲ得タル後其財産目録及ヒ貸借対照表ヲ公告ス其公告ニハ取締役及ヒ監査役ノ氏名ヲ載スルコトヲ要ス

第二百十九条 利息又ハ配当金ハ損失ニ因リテ減シタル資本ヲ填補シ及ヒ規定ノ準備金ヲ控取シタル後ニ非サレハ之ヲ分配スルコトヲ得

（同上）

（同上）

込ミタル金額ニ応シ総株主ノ間ニ平等ニ之ヲ為ス

第二百二十二条 会社ハ其本店及ヒ各支店ニ株主名簿、目論見書、定款、設立免許書、総会ノ決議書、毎事業年度ノ計算書、財産目録、貸借対照表、事業報告書、利息又ハ配当金ノ分配案、及ヒ抵当若クハ不動産質ノ債権者ノ名簿ヲ備置キ通常ノ取引時間中何人ニモ其求ニ応シ展閲ヲ許ス義務アリ

第二百二十三条 諸帳簿検正ノ為メ事業年度毎二回一カ月ヲ超エサル期間前条一定メタル展閲ヲ停止スルコトヲ得

（同上）

（同上）

第十款 会社ノ検査

第二百二十四条 総株金ノ少ナクトモ五分一二当ル株主ノ申立ニ因リテ会社営業所ノ裁判所ハ一人又ハ數人ノ官吏ニ会社ノ業務ノ実況及

明治三二年会社法制定の歴史的展開

ヒ財産ノ現況ノ検査ヲ命ス ルコトヲ得	（同上）	第二百二十五条 検査官吏ハ 会社ノ金箱、財産現在高、 帳簿及ヒ総テノ書類ヲ検査 シ取締役及ヒ其他ノ役員ニ 説明ヲ求ムル権利アリ
第二百二十六条 検査官吏ハ 検査ノ顛末及ヒ其面前ニ於 テ為シタル供述ヲ調書ニ記 載シ之ヲ授命ノ裁判所ニ差 出スコトヲ要ス	（同上）	（同上）
第二百二十七条 主務省ハ何 時ニテモ其職權ヲ以テ地方 長官又ハ其他ノ官吏二命シ テ第二百二十四条ニ掲ケタル 検査ヲ為サシマルコトヲ得 付与ス	（同上）	（同上）
第十一款 取締役及ヒ 監査役二対ス ル訴訟	（同上）	（同上）
第二百二十八条 総会ハ監査 役又ハ特ニ選定シタル代人 ヲ以テ取締役又ハ監査役ニ 対シテ訴訟ヲ為スコトヲ得 第二百二十九条 会社資本ノ 少ナクトモ二十分一二当ル 株主ハ亦特ニ選定シタル代 人ヲ以テ取締役又ハ監査役 ニ対シテ訴訟ヲ為スコトヲ 得但各株主ノ自己ノ名ヲ用 イ又ハ参加人ト為リ裁判所 ニ於テ其権利ヲ保衛スル件 ヲ妨ケス	（同上）	（同上）
第十二款 会社ノ解散 件ニ因リテ解散ス 第一 定款ニ定メタル場 合	（同上）	（同上）
第二百三十条 会社ハ左ノ諸 件ニ因リテ解散ス 第一 定款ニ定メタル場 合	（同上）	（同上）
第三 株主ノ任意ノ解散 減シタルコト 第四 資本ノ四分一未満 ニ減シタルコト 第五 会社ノ破産 第六 裁判所ノ命令	（同上）	（同上）

第二百三十二条 会社解散ノ場合ニ於テハ既ニ始メタル取引ヲ完結シ又ハ現ニ存在スル会社義務ヲ履行スル外其業務ヲ止ム取締役之ニ拘ハラスシテ當業ヲ続行スルトキハ此力為メ其全財産ヲ以テ自己ニ責任ヲ負フ

第二百三十三条 会社解散ノ場合ニ於テハ取締役ハ総会ヲ招集シ解散ノ決議ヲ取ル但裁判所ノ命令ニ依リテ解散スル場合ハ此限ニ在ラス其總会ニ於テハ破産ノ場合ヲ除外一人又ハ數人ノ清算人ヲ選定ス

第二百三十四条 会社ハ清算人ヲ任スルコトヲ得申立ニ因リ又ハ職權ニ依リ其命令ヲ以テ決議ニ換へ又ノ場合ヲ除ク外決議後七日

(同上)

(同上)

(同上)

内ニ解散ノ原由、年月日、及ヒ清算人ノ氏名、住所ノ登記ヲ受ケ之ヲ裁判所ニ届出テ又何レノ場合ニ於テモ之ヲ各株主ニ通知シ且地方長官ヲ經由シテ主務省ニ届出ツルコトヲ要ス

第二百三十五条 裁判所ハ解散及ヒ清算ノ実況ヲ監視スル権アリ

第二百三十六条 登記ヲ受クルト共ニ取締役ノ代理権ハ清算人ニ移ル然レトモ取締役ハ清算人ノ求ニ応シ清算事務ヲ補助スル義務アリ

第二百三十七条 登記後ニ為シタル株式ノ譲渡及ヒ清算ノ目的ノ為メニセサル財産ノ処分ハ總テ無効タリ但特別ノ理由アリテ裁判所ノ許可ヲ得タルトキハ此限ニ在ラス

第二百三十八条 取締役力總会ノ招集又ハ登記ノ届出ヲ為ササリシトキハ此力為メ

(同上)

(同上)

(同上)

第二百三十七条 登記後ニ為シタル株式ノ譲渡及ヒ清算ノ目的ノ為メニセサル財産ノ処分ハ總テ無効タリ

明治三二年会社法制定の歴史的展開

会社又ハ第三者ニ生セシメタル損害ニ付キ其全財産ヲ以テ自己ニ責任ヲ負フ	第二百三十九条 解散及ヒ清算ノ費用ハ現在ノ会社財産中ヨリ最モ先ニ之ヲ支払フ	モノトス
第十三款 会社ノ清算 第二百四十条 清算人ノ職分 ニ付テハ第百三十条及ヒ第一百三十一条ヲ適用ス	第十三款 会社ノ清算 同上	第十三款 会社ノ清算 同上
(同上)	(同上)	(同上)
会社ノ債権者ノ申立ニ因リテ裁判所ヨリ清算人ニ訓示ヲ与フルコトヲ得ス	清算人ハ其訓示及ヒ法律ノ規定ヲ遵守スル責任ヲ負フ	債権者ニハ或ル期間ニ其債権ヲ申出ツ可キ旨ヲ催告スルコトヲ要ス但其期間ハ六十日ヲ下ルコトヲ得ス

ス 第二百四十二条 会社ノ債権者ノ相当ノ理由ヲ以テ為シタル申立ニ因リ総会又ハ時宜ニ從ヒテ裁判所ハ債権者ノ利益護視ノ為メ一人又ハ數人ノ代人ヲシテ清算ヲ監査シ又ハ清算人ニ参加セシ	第一二百四十四条 清算人ハ其期間満了前ニ於テ債権者ニタルコトヲ得ス	第一二百四十五条 期間後ニ申出タル債権者ハ会社ノ債権者
(同上)	(同上)	(同上)

第二百四十六条	清算人ハ清算ノ為メ株主ヲシテ其未タ全額ヲ払込マサル株券ニ付キ払込ヲ為サシムル権利アリ	(同上)
第二百四十七条	清算人ハ必要又ハ有益ト認ムルトキハ何時ニテモ総会ヲ招集スルコトヲ得又清算人ハ定款又ハ総会ノ決議ヲ以テ定メタルトキ又ハ総株金ノ少ナクトモ五分一二当ル株主ヨリ申立ツルトキハ総会ヲ招集スル義務アリ	(同上)

(同上)

(同上)

(同上)

(同上)

第二百五十一条	清算ノ終リタル後清算人ハ總計算書及ヒ一般ノ事務報告書ヲ総会ニ差出シテ卸任ヲ求ム若シ総会ニ於テ卸任ヲ許ササルトキハ裁判所ハ清算人ノ申立て因リ其命令ヲ以テ之ヲ許スト否トヲ定ム但其命令二対シテ即時抗告ヲ為スコトヲ得	(同上)
第二百五十二条	清算人ハ其行為ニ付キ総会ノミニ二対シテ責任ヲ負フ然レトモ其行為ニ因リ或ル株主ノ一己ノ権利ヲ害シタルトキハ其株	(同上)

第二百四十九条 清算人ハ前二計算書ヲ差出シテ其認定ヲ求ム

第二百五十条 清算人ハ其行為ニ付キ総会ノミニ二対シテ責任ヲ負フ然レトモ其行為ニ因リ或ル株主ノ一己ノ権利ヲ害シタルトキハ其株

明治三二年会社法制定の歴史的展開

主ハ清算人ニ對シテ其權利ノ承認及ヒ損害ノ賠償ヲ求ムコトヲ得	二百五十二条 清算人ハ卸任ヲ得タル後商業登記簿ニ清算結了ノ登記ヲ受ケ且之ヲ公告ス其公告ニハ清算ニ付キ生シタル会社ニ對スル請求アレハ之ヲ三カ月ノ期間ニ主張ス可キ旨ノ催告ヲ附ス其請求アリタルトキハ清算人ニ於テ之ヲ弁了ス	（同上）
人ヨリ取戻シ得サルモノニ付テハ債権者ニ對シテ其責任ヲ負フ	二百五十三条 清算中ニ現在ノ会社財産ヲ以テ会社ノ総債権者ニ完済シ能ハサルコトノ分明ナルニ至リタルトキハ清算人ハ破産手続ノ開始ヲ為シテ其旨ヲ公告シ且会社ノ取引先ニ通知ス此場合ニ於テ既ニ債権者又ハ株主ニ支払ヒタルモノ有ルトキハ之ヲ取戻スコトヲ得清算人カ貸方借方ノ此ノ如キ関係ナルコトヲ知リテ為シタル支払ニシテ其受取	（同上）
人ヨリ取戻シ得サルモノニ付テハ債権者ニ對シテ其責任ヲ負フ	二百五十三条 清算中ニ現在ノ会社財産ヲ以テ会社ノ総債権者ニ完済シ能ハサルコトノ分明ナルニ至リタルトキハ清算人ハ破産手続ノ開始ヲ為シテ其旨ヲ公告シ且会社ノ取引先ニ通知ス此場合ニ於テ既ニ債権者又ハ株主ニ支払ヒタルモノ有ルトキハ之ヲ取戻スコトヲ得清算人カ貸方借方ノ此ノ如キ関係ナルコトヲ知リテ為シタル支払ニシテ其受取	（同上）

人ヨリ取戻シ得サルモノニ付テハ債権者ニ對シテ其責任ヲ負フ	二百五十四条 総会ノ決議ニ依リテ会社ノ帳簿及ヒ其他ノ書類ノ貯蔵ヲ委任セラレタル者ノ氏名、住所ハ清算人ヨリ之ヲ裁判所ニ届出ツ可シ此届出前ニ在テハ清算人其貯蔵ノ責任ヲ負フ	（同上）
人ヨリ取戻シ得サルモノニ付テハ債権者ニ對シテ其責任ヲ負フ	二百五十五条 清算ノ結果即チ左ノ事項ハ清算人ヨリ裁判所ニ届出テ且之ヲ公示シ可シ 第一 支払又ハ示談ニ因リテ総債権者ニ弁償ヲ為シタルコト 第二 会社ノ残余財産ヲ株主ニ分配シタルコト及ヒ其分配ノ金額 第三 清算費用ヲ弁済シ及ヒ清算ニ付キ生シ	（同上）

タル請求ヲ弁了シタ ルコト	第四 総会ヨリ又ハ裁判所ノ命令ニ因リテ卸任ヲ得タルコト	第五 会社ノ帳簿及ヒ書類ノ貯蔵ニ関スル処置ヲ為シタルコト	第六 会社ノ株券又ハ債券ノ其効力ヲ失ヒタルコト	其清算ノ結果ハ亦清算人ヨリ地方長官ヲ經由シテ主務省ニ届出ツルコトヲ要ス
第一 登記前二開業シタ ルトキ	第二 登記前二事業ニ着手シタルトキ	第三 第二百五十六条 業務担当ノ任アル社員又ハ取締役ハ左ノ場合ニ於テハ五円以上五十円以下ノ過料ニ処セラル	第四節 罰則	第一百五十六条 業務担当ノ任アル社員又ハ取締役ハ左ノ場合ニ於テハ五円以上五十円以下ノ過料ニ処セラル
第二百五十七条 株式会社ノ取締役ハ左ノ場合ニ於テハ二十円以上二百円以下ノ過料ニ処セラル	第二百五十八条 株式会社ノ取締役ハ左ノ場合ニ於テハ二十円以上二百円以下ノ過料ニ処セラル	第一 第二百五十六条ノ規定ニ反シ株金ノ全部又ハ一分ヲ払戻シタルトキ	第一 第二百五十八条 取締役ハ左ノ場合ニ於テハ二十円以上二百円以下ノ過料ニ処セラル	第一 第二百五十六条 業務担当ノ任アル社員又ハ取締役ハ左ノ場合ニ於テハ五円以上五十円以下ノ過料ニ処セラル
第一 登記前二定メタル登記ヲ受クルコトヲ怠リタルトキ	第二 登記前二事業ニ着手シタルトキ	第一 第二百五十七条ノ規定ニ反シ会社ノ為め其株券ヲ取得シ又ハ質ニ取り又ハ公売セサルトキ	第一 第二百五十七条ノ規定ニ反シ会社ノ為め其株券ヲ取得シ又ハ質ニ取り又ハ公売セサルトキ	第一 第二百五十七条ノ規定ニ反シ会社ノ為め其株券ヲ取得シ又ハ質ニ取り又ハ公売セサルトキ
第二百五十七条 取締役ハ左ノ場合ニ於テハ五円以上五十円以下ノ過料ニ処セラル	第二百五十八条 取締役ハ左ノ場合ニ於テハ二十円以上二百円以下ノ過料ニ処セラル	第一 第二百五十七条ノ規定ニ反シ株金ノ全部又ハ一分ヲ払戻シタルトキ	第一 第二百五十七条ノ規定ニ反シ株金ノ全部又ハ一分ヲ払戻シタルトキ	第一 第二百五十七条ノ規定ニ反シ株金ノ全部又ハ一分ヲ払戻シタルトキ
第二百五十七条 第二百五十八条又ハ二百五十九条ノ規定	第二百五十八条 第二百五十九条ノ規定	第二百五十七条 第二百五十九条ノ規定	第二百五十七条 第二百五十九条ノ規定	第二百五十七条 第二百五十九条ノ規定

取締役ハ左ノ場合ニ於テハ五円以上五十円以下ノ過料ニ処セラル	第一 第二百五十七条 第二百五十九条ノ規定	第一 第二百五十七条 第二百五十九条ノ規定	第一 第二百五十七条 第二百五十九条ノ規定	第一 第二百五十七条 第二百五十九条ノ規定
第一 第二百五十七条 第二百五十九条ノ規定	第一 第二百五十七条 第二百五十九条ノ規定	第一 第二百五十七条 第二百五十九条ノ規定	第一 第二百五十七条 第二百五十九条ノ規定	第一 第二百五十七条 第二百五十九条ノ規定
第一 第二百五十七条 第二百五十九条ノ規定	第一 第二百五十七条 第二百五十九条ノ規定	第一 第二百五十七条 第二百五十九条ノ規定	第一 第二百五十七条 第二百五十九条ノ規定	第一 第二百五十七条 第二百五十九条ノ規定
第一 第二百五十七条 第二百五十九条ノ規定	第一 第二百五十七条 第二百五十九条ノ規定	第一 第二百五十七条 第二百五十九条ノ規定	第一 第二百五十七条 第二百五十九条ノ規定	第一 第二百五十七条 第二百五十九条ノ規定
第一 第二百五十七条 第二百五十九条ノ規定	第一 第二百五十七条 第二百五十九条ノ規定	第一 第二百五十七条 第二百五十九条ノ規定	第一 第二百五十七条 第二百五十九条ノ規定	第一 第二百五十七条 第二百五十九条ノ規定

明治三二年会社法制定の歴史的展開

第二百五十九条 株式会社ノ清算人ハ左ノ場合ニ於テハ十円以上百円以下ノ過料二 ルトキハ亦本条ニ定メタル罰則ヲ之ニ適用ス	合資会社ノ業務担当ノ任アル社員又ハ取締役力第百五十三条ノ規定ニ反シ利息又ハ配当金ヲ社員ニ払渡シタルトキハ亦本条ニ定メタル罰則ヲ之ニ適用ス	合資会社ノ業務担当ノ任アル社員又ハ取締役力第百五十三条ノ規定ニ反シ利息又ハ配当金ヲ社員ニ払渡シタルトキハ亦本条ニ定メタル罰則ヲ之ニ適用ス	合資会社ノ業務担当ノ任アル社員又ハ取締役力第百五十三条ノ規定ニ反シ利息又ハ配当金ヲ社員ニ払渡シタルトキハ亦本条ニ定メタル罰則ヲ之ニ適用ス
第一 第二百四十三条ニ定メタル公告ヲ為スコトヲ ルトキハ亦本条ニ定メタル罰則ヲ之ニ適用ス	（同上）	（同上）	（同上）
第一 第二百五十三条ノ規定ニ反シ破産手続	（同上）	（同上）	（同上）

（同上）	合資会社ノ業務担当ノ任アル社員又ハ取締役力第百五十三条ノ規定ニ反シ利息又ハ配当金ヲ社員ニ払渡シタルトキハ亦本条ニ定メタル罰則ヲ之ニ適用ス	合資会社ノ業務担当ノ任アル社員又ハ取締役力第百五十三条ノ規定ニ反シ利息又ハ配当金ヲ社員ニ払渡シタルトキハ亦本条ニ定メタル罰則ヲ之ニ適用ス	合資会社ノ業務担当ノ任アル社員又ハ取締役力第百五十三条ノ規定ニ反シ利息又ハ配当金ヲ社員ニ払渡シタルトキハ亦本条ニ定メタル罰則ヲ之ニ適用ス
（同上）	（同上）	（同上）	（同上）
（同上）	（同上）	（同上）	（同上）

（同上）	（同上）	（同上）	（同上）
（同上）	（同上）	（同上）	（同上）
（同上）	（同上）	（同上）	（同上）
（同上）	（同上）	（同上）	（同上）

二於テハ五十円以上五百円
以下ノ罰金二処セラレ情重
キトキハ罰金二併セ一年以
下ノ重禁固ニ処セラル

第一 官庁又ハ総会ニ對
シ書面若クハ口頭ヲ
以テ会社ノ財産ノ現
況若クハ業務ノ現
況ニ付キ故意ニ不実ノ
申立ヲ為シ又不正ノ
意ヲ以テ其現況若ク
ハ実況ヲ隠蔽シタル
トキ

第一 公告ノ中ニ詐偽ノ
陳述ヲ為シ又ハ事実
ヲ隠蔽シタルトキ

前ニ掲ケタル者ノ外会社ノ
他ノ役員及ヒ使用人材之ト
共ニ犯シタルトキハ亦右ノ
罰二処セラル

第一百六十三条 発起人カ株
式申込ニ付キ詐偽ノ記載ヲ
為シタルトキハ二十円以上
二百円以下ノ罰金二処セラ
ル

(同上)

第一百六十四条 前二条ニ
ケタル罰ニ処スルニハ刑事
裁判上ノ手続ヲ以テス
第五節 共算商業組合

第五節 共算商業組合